

泉佐野市下水道事業経営戦略

(案)

2025（令和7）年度－2034（令和16）年度

2025（令和7）年3月

泉佐野市上下水道局

目次

第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ	1
1. 経営戦略の策定趣旨	1
2. 位置づけ	2
3. 計画期間	3
第2章 下水道事業の現状と課題	4
1. 下水道事業の概要	4
2. 処理区域内人口と有収水量	8
3. 下水道施設や管渠の状況	12
4. 災害対策の状況	17
5. 料金の状況	20
6. 組織の状況	22
7. 経営の状況	25
第3章 経営の基本理念と基本方針	29
1. 基本理念	29
2. 基本方針	29
第4章 下水道事業の効率化・健全化の取り組み	30
1. 投資計画	30
2. 財政計画	34
3. 主な施策・取り組み一覧	38
第5章 投資・財政計画	48
1. 投資・財政計画シミュレーションモデルの作成	48
2. 収益的収支	51
3. 資本的収支	52
4. 原価計算表	53
第6章 経営戦略の目標・更新等	54
1. 経営戦略目標	54
2. 計画の推進の点検・進捗管理の方法	56
3. 経営戦略目標の進捗	57
第7章 企業会計のしくみ（参考）	58

I

第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ

1. 経営戦略の策定趣旨

本市の公共下水道事業は、1987（昭和62）年2月に事業認可を受けて下水道整備に着手し、1991（平成3）年度に一部供用を開始して以降、鋭意整備を進め下水道の普及に努めてきました。

しかし、近年は人口減少や少子高齢化の進行など、下水道を取り巻く環境が大きく変化し、厳しい財政状況が続く中、経営基盤の更なる強化が求められています。

こうした状況の中、将来にわたって安定的に事業を続けていくためには、継続的に事業の効率化を図っていくほか、経営に必要な財源を確保して経営の健全化を図っていく必要があります。このため、2021（令和3）年3月には中長期的な視点に立った経営の基本計画である「泉佐野市下水道事業経営戦略」を策定し、計画期間中の各種指標の目標数値の達成に努めているところです。

総務省は、「経営戦略策定・改定ガイドライン」において、「「経営戦略」は策定して終わりではなく、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年毎に改定していく必要がある。」としています。

そのため、過去3年間（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）の本計画における各目標の達成度の検証及び評価を基に、今後の施策や投資・財政計画を見直し、より質の高い「経営戦略」となるよう、今回「泉佐野市下水道事業経営戦略」を改定するものとします。

2. 位置づけ

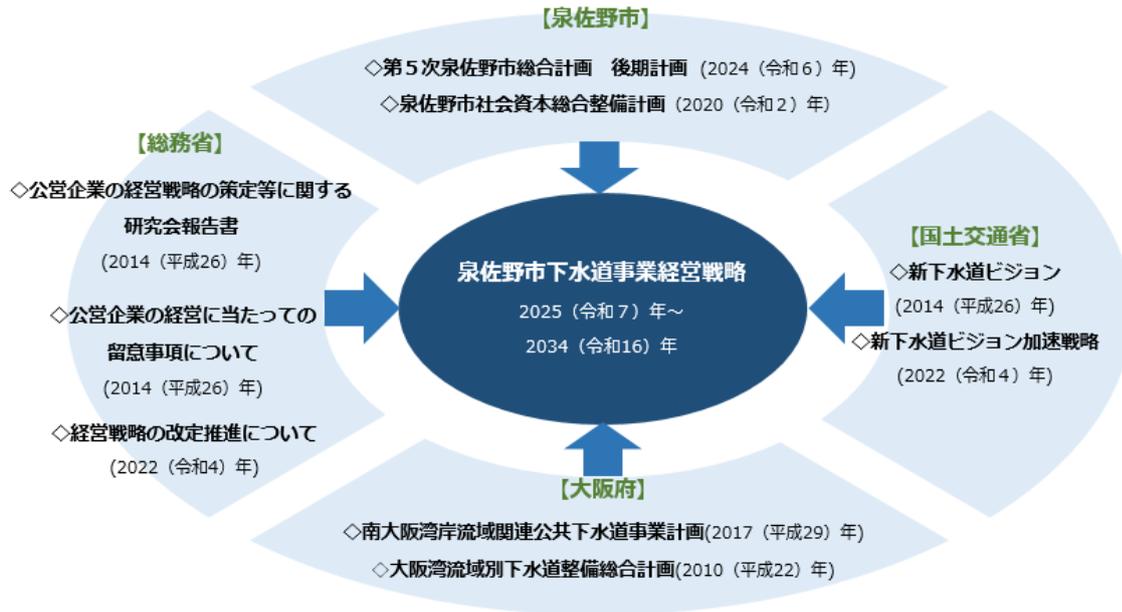
国土交通省は、少子高齢化・インフラの老朽化等の環境の大きな変化に対応するため、これまでの「下水道ビジョン 2100（2005（平成 17）年度策定）」を見直し、「循環のみち」という方向性を堅持しつつ、長期ビジョンに「循環のみちの『持続』と『進化』」を2つの柱として位置づけた「新下水道ビジョン（2014（平成 26）年度策定）」を策定しました。そこから、新下水道ビジョン策定時に掲げた課題は一層進行し、より深刻度を増した社会情勢の変化などを鑑み、「新下水道ビジョン加速戦略（2017（平成 29）年度策定、2022（令和 2）年度改定）」を策定し、新下水道ビジョンの実現加速の観点から国が選択と集中により5年程度で実施すべき施策が取りまとめられています。

また、総務省からは、「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書」（2014（平成 26）年 3月策定）、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（2014（平成 26）年 8月 29日策定）、「経営戦略の策定推進について」（2016（平成 28）年 1月 26日策定）が公表され、経営の基本計画として、「経営戦略」を2020（令和 2）年度までに策定するよう求めていました。その後、「経営戦略策定・改定マニュアル」が2022（令和 4）年 1月 25日付で改定され、同日付の「経営戦略の改定推進について」にて、2025（令和 7）年度までに経営戦略の見直し率を100%とすることとされています。

さらに、大阪府は、汚水処理の基本計画となる「大阪湾流域別下水道整備総合計画（2010（平成 22）年度策定）」を策定し、水質環境基準の類型指定がなされている水域における下水道整備に関する総合的な基本計画を定めています。

こうした流れの中、本市下水道事業経営戦略は、本市の上位計画である「第5次泉佐野市総合計画 後期基本計画（2024（令和 6）年 3月策定）」の中で示されている下水道整備の推進に係る基本方針に沿って、将来10年間（2025（令和 7）年度～2034（令和 16）年度）の下水道事業運営計画を示すものです。

また本経営戦略は、下水道事業に係る「大阪湾流域別下水道整備総合計画」「南大阪湾岸流域関連公共下水道事業計画」と整合を図りつつ、経営状況を見据えながら、事業運営に取り組むこととしています。



図表 1-2-1 泉佐野市経営戦略の位置付け

3. 計画期間

2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間

「経営戦略策定・改定ガイドライン（総務省）」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、長期的な安定を見据えた中で2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間を本計画の計画期間とします。

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道事業の概要

本市の公共下水道は、1986（昭和61）年度より南大阪湾岸流域関連公共下水道事業（中部処理区）に着手し、1994（平成6）年の関西国際空港の開港に向け幹線整備を行い、大阪府が建設した中部水みらいセンターの完成にあわせ、1991（平成3）年度に一部供用を開始しています。

しかし、本市の下水道整備は大阪府内でも後発であるため、下水道処理人口普及率は45.2%と低水準であることから、普及率の更なる向上が強く求められています。

項目	中部処理区	南部処理区	全体
事業着手	昭和62年2月	平成29年2月	—
供用開始	平成3年11月	—	—
全体計画区域	2,774.0ha	11.0ha	2,785.0ha
事業計画区域	1,439.6ha	2.0ha	1,441.6ha
整備面積	986.7ha	0.0ha	986.7ha
整備率 ^{※1}	68.5%	0.0%	68.5%
行政人口	99,080人		
整備人口	46,214人(見込)	0人	46,214人
下水道処理人口	44,769人	0人	44,769人
下水道処理人口普及率 ^{※2}	45.2%	0.0%	45.2%

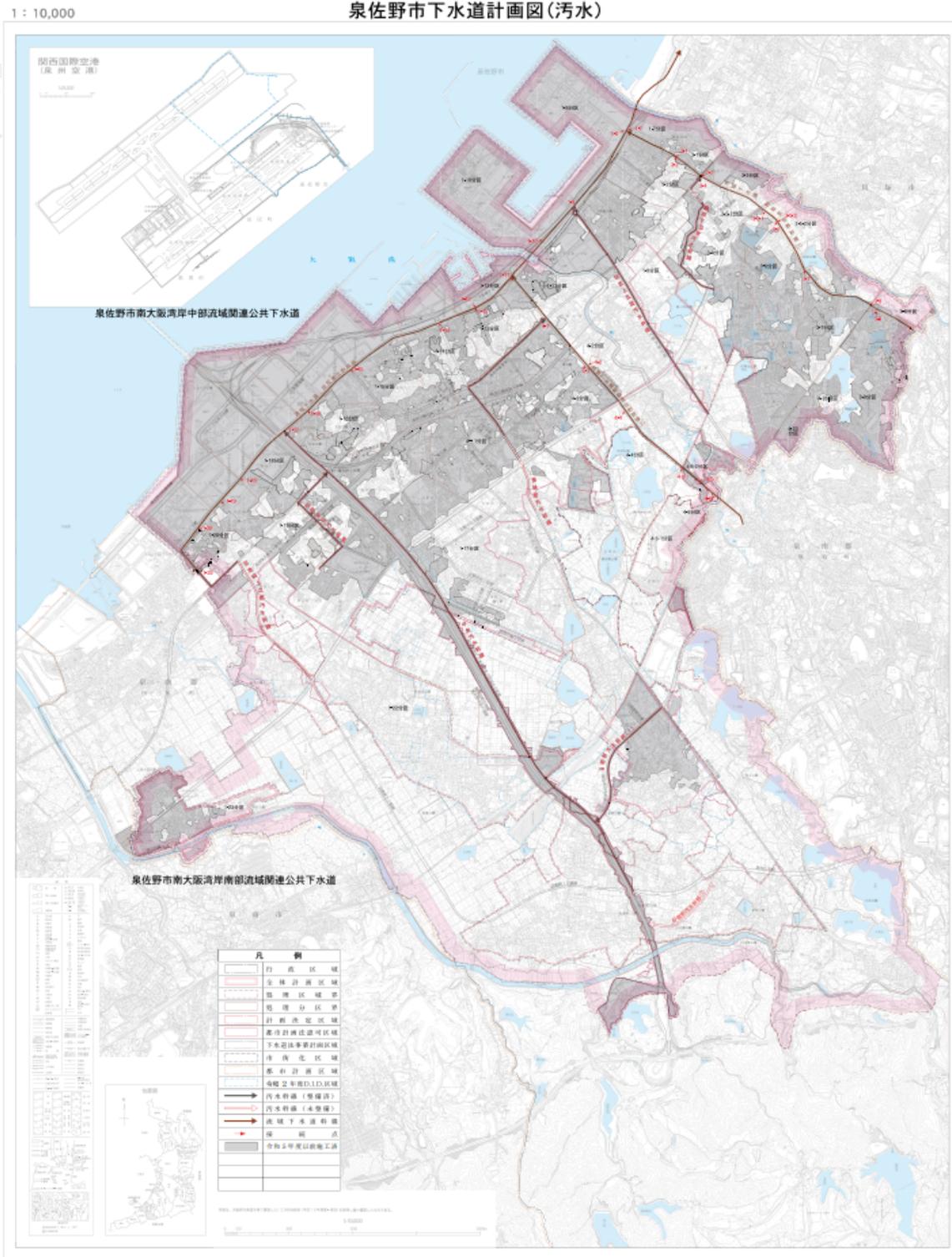
※1. 整備率 = 整備面積 / 事業計画区域面積 × 100

※2. 下水道処理人口普及率 = 下水道処理人口 / 行政人口 × 100

図表 2-1-1 下水道事業の概要（2023（令和5）年度末）

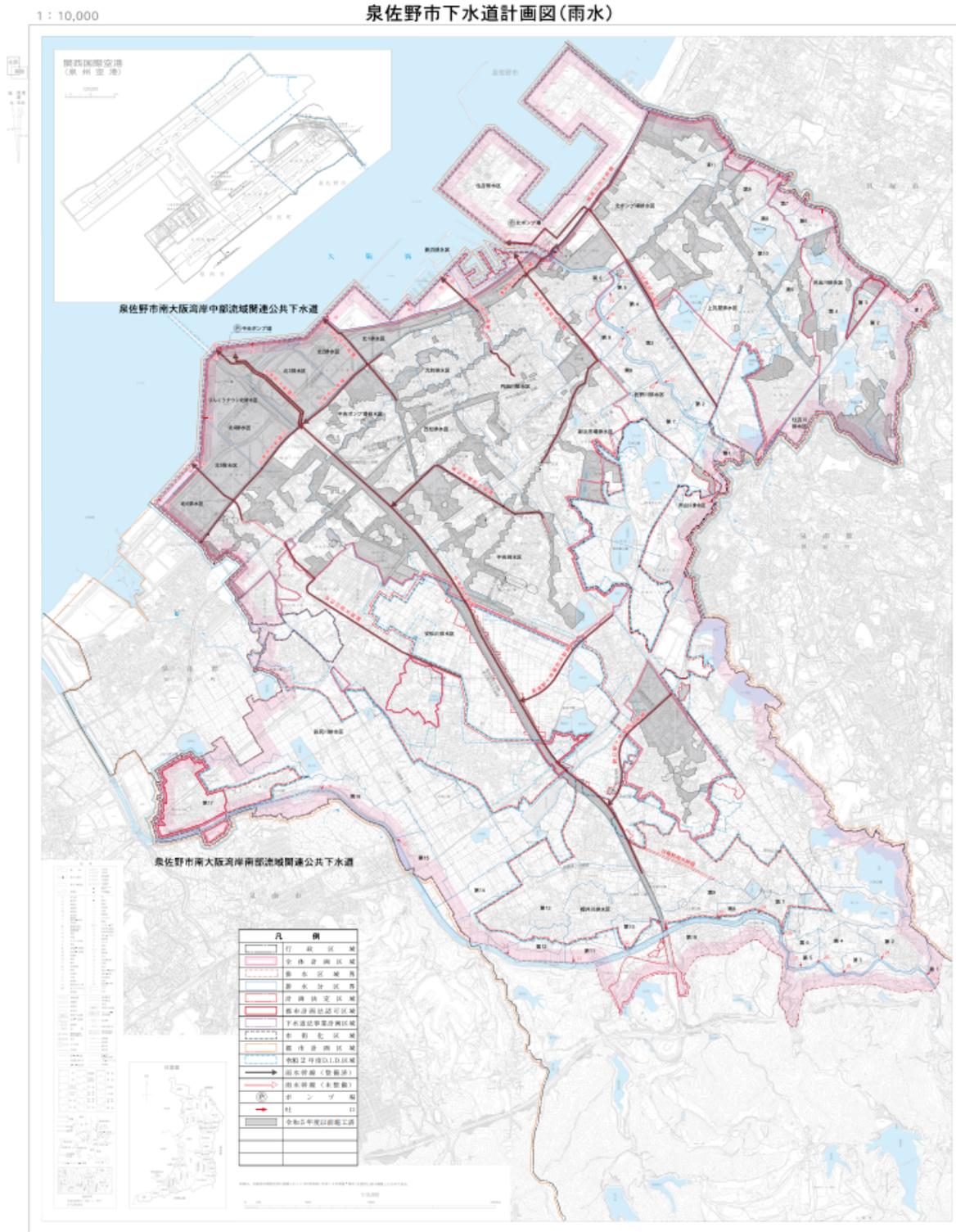
年	月	内 容
昭和 61 年	8 月	泉佐野市南大阪湾岸中部流域関連公共下水道基本計画策定
昭和 61 年	8 月	都市計画決定（中部処理区）
昭和 62 年	2 月	下水道法事業認可取得（中部処理区）
平成 3 年	11 月	汚水処理供用開始
平成 6 年	4 月	中央ポンプ場供用開始（雨水）
平成 12 年	11 月	都市計画決定（南部処理区）
平成 19 年	4 月	北ポンプ場供用開始（雨水）
平成 29 年	2 月	下水道法事業計画取得（南部処理区）
令和 2 年	4 月	地方公営企業法適用

図表 2-1-2 下水道事業のあゆみ



(2024 (令和6) 年 11 月現在)

図表 2-1-3 下水道計画一般図(汚水)



(2024 (令和6) 年 11 月現在)

図表 2-1-4 下水道計画一般図 (雨水)

2. 処理区域内人口と有収水量

(1) 処理区域内人口と有収水量と料金収入

将来行政人口

本市水道事業において、昨年度「泉佐野市水道事業経営戦略 2024（令和6）年度－2033（令和15）年度」にて、将来人口を推計しています。

本経営戦略策定に用いる将来人口は、「泉佐野市水道事業経営戦略 2024（令和6）年度－2033（令和15）年度」と整合を図ることとし、以下に示すとおりとします。

年度	2020年 (R2年)	2025年 (R7年)	2030年 (R12年)	2035年 (R17年)	2040年 (R22年)
行政人口 (人)	99,316	97,548	95,679	93,845	92,047

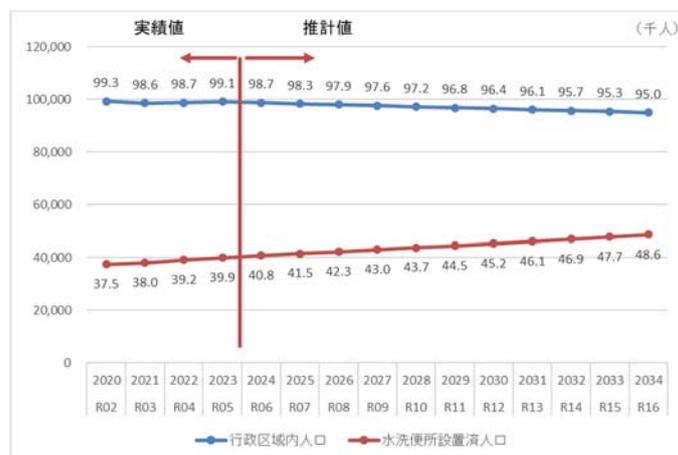
出典：「泉佐野市水道事業経営戦略 2024（令和6）年度－2033（令和15）年度」策定時、推計資料から抜粋

図表 2-2-1 将来行政人口

処理区域内人口

将来の処理区域内人口（整備人口）は、下図に示すとおりであり、2017（平成29）年度から2022（令和4）年度までの行政区域内人口の年平均減少率を加味して算出しました。

なお整備人口は、後述の「第5章 投資・財政計画」で加味している普及率の増減を反映して算出しました。この後の「有収水量の予測」、「使用料収入の見通し」についても、同様です。



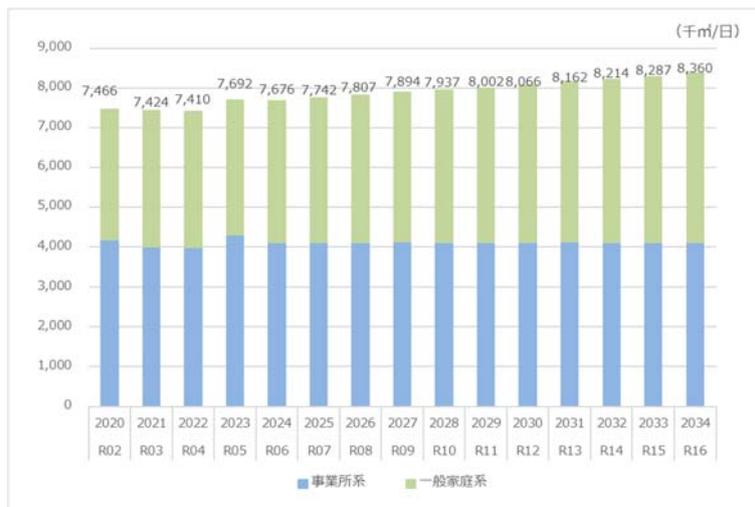
図表 2-2-2 将来行政人口及び処理区域内人口（整備人口）

有収水量の予測

有収水量は、過年度までの流入水量実績、処理区域内人口及び水洗化率の向上を踏まえた将来流入水量を推測し、有収率を乗じることにより予測しました。

有収水量の内訳は、一般家庭系及び事業所系であり、本市の場合、食品コンビナートやりんくうタウンなどの事業所系が60%近くを占めており、使用料収入の多くは事業所系となっています。

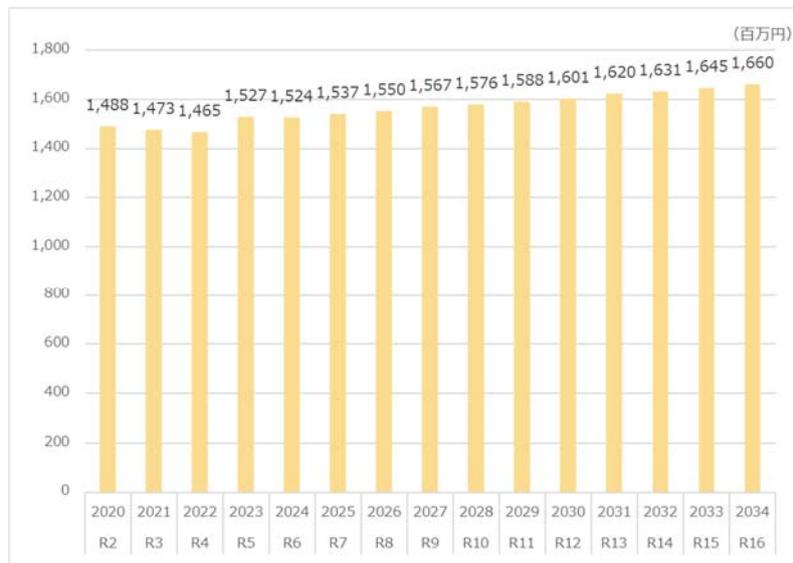
なお事業所系は、概ね下水道への接続が完了しており、新たな施設の建設が予想されるものの、近年排水量の伸びも見られないため、今回の計画期間内では事業所系の伸びは見込みませんが、一般家庭系は下水道処理人口普及率に従って増加する見込みです。



図表 2-2-3 有収水量の予測

使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量に使用料単価を乗じて算出しました。普及率の増加に伴い使用料収入の一定程度の増加を見込んでいます。

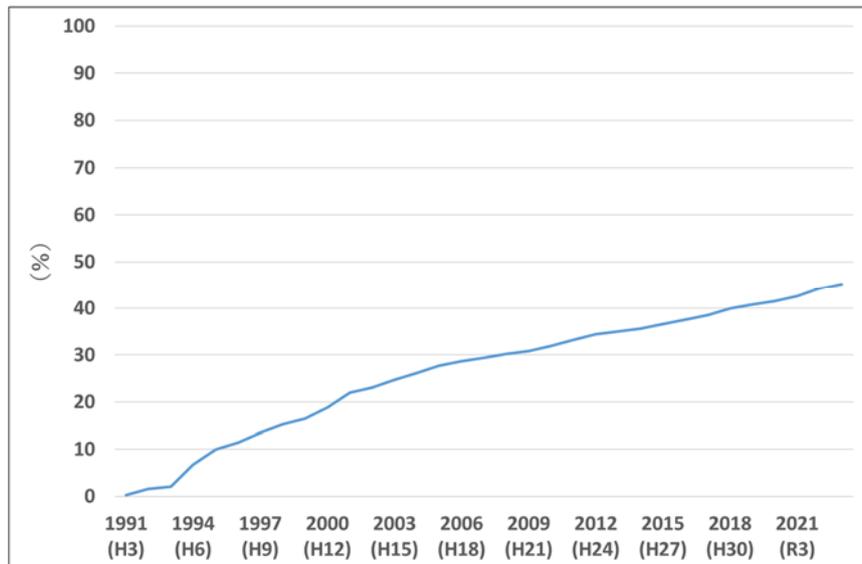


図表 2-2-4 使用料収入の予測

(2) 下水利用の状況

下水道処理人口普及率

本市の近隣市町である堺市以南の11市町における下水道処理人口普及率は、下表に示すとおりです。本市の普及率は45.2%と、11市町の中でも最下位であり、普及率の更なる向上が強く求められます。



図表 2-2-5 本市の下水道処理人口普及率の推移

順位	市町名	下水道処理人口普及率 (B/A×100)	水洗化率 (C/B×100)	行政区域内人口 A (人)	処理区域内人口 B (人)	水洗化人口 C (人)	供用開始年月日
1	堺市	98.5%	96.4%	814,597	802,535	773,709	昭和 35 年 11 月 1 日
2	忠岡町	97.5%	92.7%	16,480	16,068	14,895	昭和 62 年 4 月 1 日
3	泉大津市	97.2%	90.7%	72,921	70,848	64,258	昭和 48 年 10 月 1 日
4	岸和田市	96.5%	93.5%	562,182	180,898	169,200	昭和 44 年 6 月 1 日
5	高石市	91.9%	97.9%	52,206	51,651	50,565	平成 2 年 2 月 1 日
6	和泉市	89.2%	90.8%	182,630	162,946	147,867	昭和 53 年 4 月 1 日
7	熊取町	84.2%	94.8%	42,728	35,970	34,090	平成 3 年 11 月 1 日
8	貝塚市	67.7%	86.1%	82,146	55,643	47,916	平成 1 年 4 月 1 日
9	泉南市	62.8%	94.3%	58,527	36,732	34,625	平成 5 年 7 月 1 日
10	阪南市	55.2%	86.4%	52,446	27,847	24,049	平成 5 年 7 月 1 日
11	泉佐野市	45.2%	89.2%	99,080	44,769	39,923	平成 3 年 11 月 1 日

2023 (令和 5) 年度現在

図表 2-2-6 【参考】下水道普及率 (普及率順、決算統計から算定)

下水道使用水量（家事用と事業用）

使用水量は、「事業用」が、全体の約55～60%を占めています。近年は新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に事業用使用水量が減少しましたが、最新の2023（令和5）年度からは使用水量が回復傾向にあります。



図表 2-2-7 下水道資料水量の推移（家事用・事業用別）

3. 下水道施設や管渠の状況

(1) 下水道施設の状況

本市の下水道施設の状況は、図表 2-3-1 に示すとおりです。

公共下水道管路の整備延長は 2023（令和 5）年度末現在、汚水管約 200km、雨水管約 92km となっています。またポンプ場施設は、雨水ポンプ場 2 箇所であり、築 20 年を超える中央ポンプ場に関しては、2016（平成 28）年～2025（令和 7）年の間に長寿命化対策工事を予定、実施しております。また、北ポンプ場においても長寿命化対策工事を、2025（令和 7）年度以降に計画し工事実施を予定しております。

項目		汚水	雨水
管路施設	整備延長	約 200km	約 92km
	整備面積	約 987ha	約 439ha
マンホールポンプ場		22 箇所	—
雨水ポンプ場		—	2 箇所

図表 2-3-1 下水道施設の状況（2023（令和 5）年度末現在）

項目	中央ポンプ場	北ポンプ場
位置	りんくう往来北 1-785	住吉町 8-5
敷地面積	6,000 m ²	4,550 m ²
排水先	大阪湾	大阪湾
供用開始	平成 6 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
集水面積	142.3ha	127.2ha
排水能力	18.0 m ³ /秒	16.0 m ³ /秒
ポンプ台数	6 台	6 台

図表 2-3-2 雨水ポンプ場の概要



中央ポンプ場（りんくう往来北）



北ポンプ場（住吉町）

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年度 (29年経過)	法適 ^{※2} (全部適用・一部適用) 非適の区分	令和2年度 全部適用
処理区域内人口密度	46.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区域	2処理区(中部処理区・南部処理区)		
処理場数	無(流域下水道)		
広域化・共同化・最適化 実施状況 ^{※1}	大阪府が所管する南大阪湾岸流域下水道中部処理区、及び同南部処理区へそれぞれ接続		

図表 2-3-3 本市下水道事業の概要

※1.「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(使用料徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

※2.「法適」とは、地方公営企業法を適用した事業であることを示す。「非適」とは、地方公営企業法を適用していない事業であることを示す。「全部適用」とは、地方公営企業法をすべて適用していることを示す。「一部適用」とは、地方公営企業法の財務規定のみ適用していることを示す。

本市では、管路施設及び雨水ポンプ場の維持管理は民間業者へ委託しており、維持管理の効率化を図っています。引き続き、維持管理経費の見直しや業務の効率化のため、可能な分野については民間委託の活用を図っていく方針です。

PPP/PFIなどの民間活用については、現在導入しておりませんが、今後活用することにより、効果的かつ効率的で良好な公共サービスを実現できるかの検討を進めます。

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場排水の水質分析業務 ・ 雨水ポンプ場（中央ポンプ場・北ポンプ場）における運転操作業務と場内管理業務 ・ 雨水ポンプ場の機械・電気設備点検業務 ・ 雨水ポンプ場で収集したごみや砂の搬出、処分業務 ・ 汚水マンホールポンプ設備の点検業務 ・ 污水管の清掃業務 ・ 排水設備等工事関係業務 ・ 下水道使用料認定賦課業務 ・ 特定施設届出受付・事業場立入検査業務 ・ 汚水柵設置位置調査業務 ・ 設計施工監理業務
	イ 指定管理者制度	未実施
	ウ PPP/PFI	現時点では PPP/PFI の導入実績はなく、今後導入の検討を進めます。

図表 2-3-4 民間活用・資産活用の状況

※「資産活用の状況」に関しては、当市は処理場を有していないため記載しない。

(2) 管渠の状況

本市の公共下水道は、1991（平成3）年度に供用開始しています。本市で管理する下水道管は、標準耐用年数50年に対し、設置が古い管でも経過年数は30年程度と、比較的年数が浅いことから、老朽化した下水道管は現状ではほとんどありません。

(3) 施設・管渠の見通し

新設事業

①管路施設

汚水整備は、下水道処理人口普及率の更なる向上が求められる中、投資・財政計画をもとに収支バランスを考慮し、計画的な整備を行っていきます。

雨水整備は、主に大宮町・栄町地区内等の管渠工事を実施する予定です。

②雨水ポンプ場

新設ポンプ場の予定はありません。

改築事業

①管路施設

本市の管路施設は、設置後の経過年数は古くても30年程度と、管路の標準耐用年数50年未満であることから、計画期間内の改築予定はありませんがストックマネジメント計画策定に着手してまいります。

②雨水ポンプ場

雨水ポンプ場の各設備の老朽化に伴う改築は、築20年を超える中央ポンプ場に関しては、2016（平成28）年～2025（令和7）年の間に長寿命化対策工事を予定、実施しております。また、北ポンプ場においても、長寿命化対策工事を2025（令和7）年度以降に計画し、工事実施を予定しております。

流域下水道建設負担金

本市の下水道は、流域関連公共下水道事業（中部処理区・南部処理区）であることから、南大阪湾岸流域下水道の事業計画に基づき建設負担金が生じます。

流域下水道（大阪府）では、下水道機能を維持させるため、下水道施設の延命化など効果的な改築を推進しています。これより負担金は、今後想定される下水道施設の改築工事を見込むものとしします。

(4) 下水処理

泉佐野市の下水道は大阪府が所管する南大阪湾岸流域下水道中部処理区、及び同南部処理区へそれぞれ接続しております。そのため、泉佐野市の下水はすべて大阪府の施設にて処理され、泉佐野市としては下水処理施設を有しません。



大阪府は流域下水道管渠と水みらいセンターの建設・維持管理を行っています。
 A町, B市, C市, D市は各家庭から流域下水道管渠へ流入する下水管渠(流域関連公共下水道)の建設・維持管理を行っています。
 E市は単独公共下水道管渠と処理場の建設・維持管理を行っています。

図表 2-3-5 流域下水道イメージ図

(出展：大阪府市下水道ビジョン 資料編(2019(令和元)年12月))

4. 災害対策の状況

(1) 浸水対策

雨水渠施設は、公共下水道の計画区域内で、雨水を排除するための施設です。

近年、集中豪雨の多発や宅地開発等に伴う市街化の進展により、全国的にも都市型浸水被害が発生しています。このような災害を防止し、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指して雨水管の整備を実施しています。

泉佐野市では中央ポンプ場、北ポンプ場の2箇所の雨水ポンプ場を運用していることに加え、公共下水道雨水整備については主要な幹線管渠整備率は90%以上に達している他、バイパス管の設置や、雨水管への取入口の増設改修を随時実施しています。

また、雨水を速やかに市街地から排除するだけでなく、調整池を用い、地下等へ貯留、浸透させる対策も行っています。

しかしながら、近年、整備水準を超える豪雨が発生しており、超過降雨が発生した場合にも施設を有効に機能させるため、既存施設の定期的な点検、浚渫等を適正に実施していく必要があります。

【浸水対策における河川・下水道の役割分担】

- 河川：堤防の外側を流れる河川の水（外水）を、雨が降って増加した場合に、下流の河川や湖等の公共用水域へ排水する。
- 下水道：堤防の内側の水（内水）を、雨が降って増加した場合に、河川、湖等の公共用水域へ排水する。

(2) 地震対策

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、下水道施設においても600km以上の管渠が被害を受けました。

本市でも、東海地震及び南海トラフに起因する大規模地震発生の可能性があります。ひとたび、大規模地震が発生すると、トイレ使用の問題や、下水道施設の破損に起因する汚水の流出、道路の通行障害など市民の生活に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

そのため、中央ポンプ場については耐震対策工事を実施した他、2010（平成22）年度より可とうマンホール継手を施工し震災時への対策を進めていることに加え、地震対策計画策定について着手してまいります。

2012（平成24）年度には「泉佐野市 下水道業務継続計画」を策定(2021（令和3）年度改定)し、非常時対応計画を策定し、震災時に早期の復旧を目指すとともに、継続的にインフラサービスを提供できるよう対策を進めています。

また、国においても、東日本大震災や社会構造の変化を踏まえて「災害対策基本法」を大幅に改正し、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフを震源とする地震について、2013（平成25）年度に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を制定し、同法に基づき南海トラフ地震対策推進基本計画を公表しました。これによって、大阪府全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたため、本市地域防災計画においても同地震に対する対策を強化する必要性が盛り込まれました。

このため、東日本大震災での下水道施設の被害を教訓としながら、想定されるこれらの地震への対策をハード・ソフトの両面から継続的に強化していく必要があります。

【地震対策の基本方針】

- ・ 管路施設の地震対策
 - 重要な幹線等の流下機能の確保
 - 下水道管渠被災による交通障害の防止
- ・ ポンプ場の地震対策
 - 耐震診断および施設の耐震化
- ・ 減災対策
 - 防災拠点でのトイレ使用の確保
 - 避難所等へのマンホールトイレ整備

(3) 危機管理マニュアルの整備

災害や事故等に迅速かつ適切に対応できる体制の整備を図るため、「泉佐野市地域防災計画」、「泉佐野市 下水道業務継続計画」など各種危機管理マニュアルを策定しています。今後も、適宜各種マニュアルの見直しを行うとともに、定期的に訓練を実施するなど、危機管理体制の強化を図っていく必要があります。

(4) 情報通信技術の活用

災害発生初期においては、通信の混乱が予想される中で被害状況の収集や迅速な体制作りが要求されるため、移動系防災無線6台を設置するなどの対策を講じています。

また、災害の際には泉佐野市上下水道局ホームページを活用し、復旧状況等の情報を掲載することで、お客様への迅速な情報提供に努めてまいります。

5. 料金の状況

(1) 現在の料金体系

使用料体系は、使用水量の増加に従い単価が高くなる従量・累進制を採用し、基本料金及び超過料金は8ランクを設定しています。また、収支計画では、月100m³までの使用者を一般家庭、りんくうタウン内及び食品コンビナート内の月5,001m³以上の使用者を大口事業所と位置づけています。

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 450円				
	従量使用料 排除汚水量	～	10 m ³	45 円/m ³	
		11	～ 20 m ³	140 円/m ³	
		21	～ 30 m ³	153 円/m ³	
		31	～ 50 m ³	184 円/m ³	
		51	～ 100 m ³	213 円/m ³	
		101	～ 500 m ³	243 円/m ³	
		501	～ 1,000 m ³	276 円/m ³	
	1,001 m ³	～	289 円/m ³		
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ				
その他の使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場 従量使用料：23 円/m ³				
条例上の使用料 ^{※1} (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,300 円	実質的な使用料 ^{※2} (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,970 円
	令和4年度	2,300 円		令和4年度	3,953 円
	令和5年度	2,300 円		令和5年度	3,971 円

図表 2-5-1 下水道使用料の体系

※1. 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³/月の使用料をいう。

※2. 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(2) 料金についての考え方

地方公営企業では経営に要する経費は経営に伴う収入(下水道使用料)をもって充てる独立採算制が原則とされています。このため、経営改善に取り組みつつ黒字経営を行い、資金不足が生じないように適切な下水道料金を設定しています。

(3) 下水道使用料改定の状況

本市の下水道使用料は近隣市町村に比べ比較的安価な状況にありますが、経費回収率は100%を超えております。そのため、現時点では特段料金改定について検討はしておりません。なお本市では、下水道使用料は2009（平成21）年に改定率約8.1%の引き上げを行って以降、改定は行っていません。

《関連指標の推移》

指標	R2年	R3年	R4年	R5年	用語説明（算式）
経費回収率（%）	115.99	115.87	113.53	112.80	$\text{使用料収入} \div \text{汚染処理費} \times 100$ 汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費全てを使用料によって賄うことが原則。

近隣市町との下水道使用料の比較

本市の近隣市町である堺市以南の13市町における1ヶ月当たりの下水道使用料は、下表に示すとおりであり、本市は10～20 m³では比較的安価であると言えます。

（単位：円）

順位	市町名	10 m ³ /月 使用料	20 m ³ /月 使用料	100 m ³ /月 使用料
1	A市	1,359	2,877	19,949
2	B市	1,292	2,876	19,508
3	C市	1,155	2,871	25,421
4	D市	1,257	2,830	21,629
5	E市	1,281	2,821	24,491
6	F町	1,250	2,810	22,490
7	G市	1,281	2,755	21,400
8	H町	1,182	2,535	17,242
9	I市	1,188	2,530	17,061
9	泉佐野市	990	2,530	19,976
11	J市	933	2,110	17,235
12	K町	860	1,990	15,770
13	L町	890	1,830	13,330

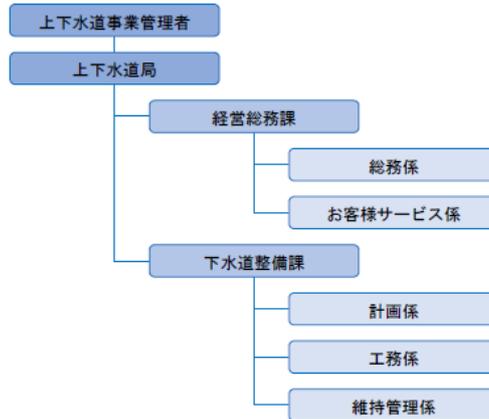
図表 2-5-2 【参考】下水道使用料の状況（20 m³使用料順）税込み

2024（令和6）年7月1日現在

6. 組織の状況

(1) 組織の状況

<組織図（2024（令和6）年4月1日現在）>

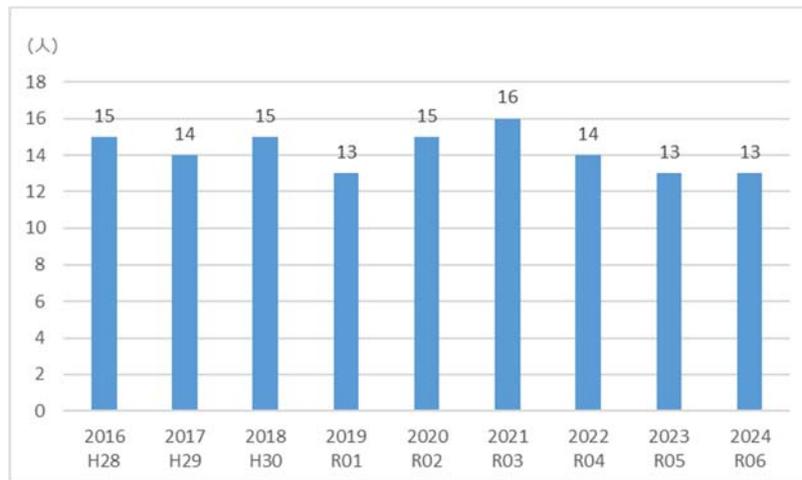


<課・係ごとの主な業務>

課	係	主な業務
経営総務課	総務係	予算・決算、庶務、起債申請及び借入れ、事業の基本計画に関すること。
	お客様サービス係	下水道使用料及び受益者負担金、水洗便所改造、排水設備工事指定業者、排水設備工事の指導監督及び検査、水質管理及び除外施設、事業の普及宣伝に関すること。
下水道整備課	計画係	事業の調査・計画・調整及び事業認可、処理区域の決定、台帳、流域下水道への接続に関すること。
	工務係	工事の施行、工事の設計、道路及び占用物件等の協議に関すること。
	維持管理係	下水道・ポンプ場・河川及び水路の維持管理、河川及び水路の設計・施工、開発行為等に係る指導及び検査、管理施設の災害復旧事業、管理施設の防水対策、占用許可の更新に関すること。

(2) 職員の状況

本市では、安定かつ持続可能な事業運営を目指すために上下水道部局に統合し、民間への業務委託化等による組織のスリム化を図っています。近年の下水道事業に携わる職員数は、ほぼ横ばい傾向にありますが、職員の年齢は41歳以上が69%超を占めており、職員の高齢化が進んでいることから、組織体系の最適化や下水道技術の継承を図る必要があります。



図表 2-6-1 職員数の推移 (管理者及び再任用職員を除く)

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
事務職員数	4	4	4	4	4
技術職員数	11	12	10	9	9
合計	15	16	14	13	13

図表 2-6-2 職員数の年度別推移 (管理者及び再任用職員を除く。) (単位：人)

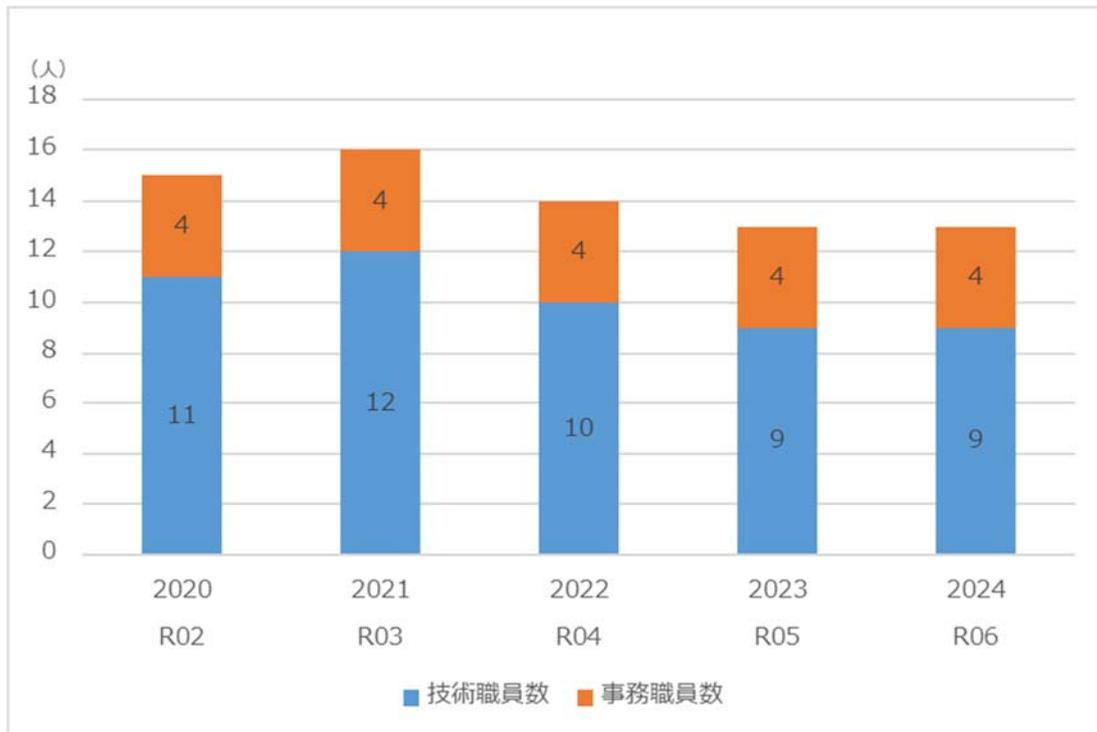
年齢	損益勘定支弁職員			資本勘定支弁職員			合計
	事務職員	技術職員	小計	事務職員	技術職員	小計	
40歳以下	0	0	0	1	3	4	4
41歳～45歳	0	0	0	0	0	0	0
46歳～50歳	0	0	0	0	2	2	2
51歳～55歳	0	0	0	0	2	2	2
56歳以上	2	1	3	1	1	2	5
合計	2	1	3	2	8	10	13

図表 2-6-3 職員年齢構成 (管理者及び再任用職員を除く。) (単位：人)

(3) 組織の見通し

図表 2-6-4 に示すように、本市の下水道事業に携わる職員数は、近年は 13 人となっています。

今後も安定した下水道事業を継続して実施していくためには、一定の職員数を確保する必要があります。将来的には事業量の拡大に見合う職員数を確保しつつ、民間委託も活用しながら実務の効率化を図り、職員の能力向上のための育成や研修の充実化を図ることが重要です。



図表 2-6-4 職員数の年度別推移（管理者及び任期付任用職員を除く）

7. 経営の状況

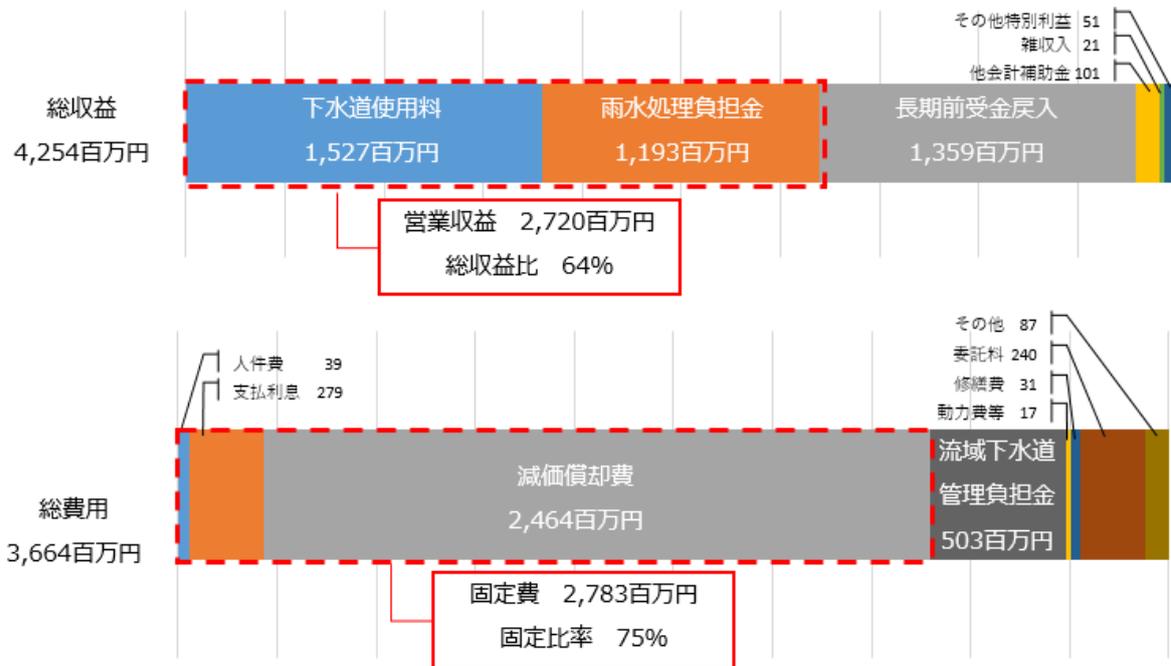
(1) 財政状況

収益・費用の内訳

2023（令和5）年度の総収益の内訳をみると、全体の約64%が営業収益（下水道使用料及び雨水処理負担金）であり、収益の大半を営業収益が占めています。一方、総費用の内訳は、減価償却費等の固定費が75%を占めています。

減価償却費、人件費、支払利息は、水量の変動に左右されにくい固定費であり、これら固定費が全体の約75%を占めています。

固定費は、事業活動の効率化等で削減することが難しく、今後、施設等の合理化（スペックダウン）等や経営の効率化が進まない場合、経営状況が悪化する可能性があります。

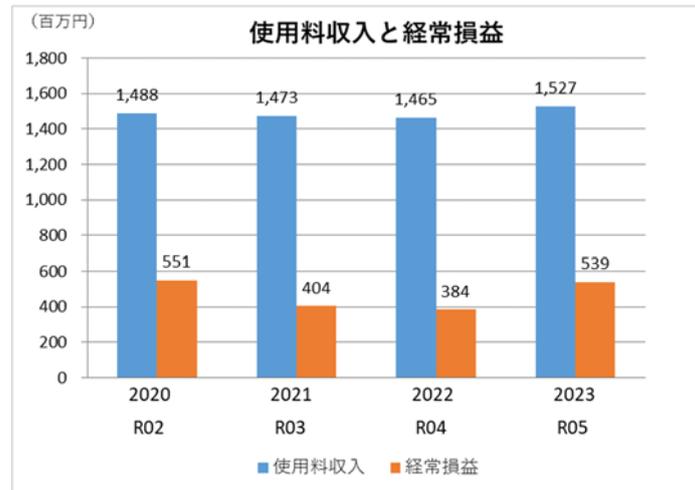


図表 2-7-1 総収益・総費用の内訳（2023（令和5）年度）

使用料収入・経常損益の推移

使用料収入は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う有収水量の減少により減少傾向にありましたが、処理区域内人口普及率の向上に伴い2023（令和5）年度からは微増傾向で推移しています。

一方、経営の効率化や定員の適正化等、コスト削減に努めた結果、経常利益は概ね黒字傾向にあります。



図表 2-7-2 使用料収入と経常損益の推移

(2) 企業債残高・資金残高の推移

企業債残高は、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの間で約20億円減少（249億円から229億円に減少）しています。今後は設備更新投資等が必要となり、必要資金が増加することが見込まれますが、類似団体平均に比べて企業債残高が多い傾向にある点が課題となっています。また、資金残高については、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度まで、設備更新投資等の影響で減少傾向となっています。



図表 2-7-3 企業債残高と資金残高の推移

(3) 類似団体平均と比較した経営状況

現状分析は、本市の下水道事業における経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、事業規模の類似する団体との比較・特徴の分析を行い、現状の課題を的確に把握するために行います。

図 2-7-5 は、泉佐野市と類似団体平均値の経営指標を比較するため、2024（令和6）年度の状況をレーダーチャートで示したものです。

類似団体は、総務省の区分に基づき、本市と同程度の団体を全国から抽出しています。本市は処理区域内人口 44,769 人、処理区域内人口密度 46.6 人、供用開始後年数 32 年であり、「処理区域内人口：3 万人以上 10 万人未満」、「処理区域内人口密度：50 人/ha 未満」、「供用開始後 年数：30 年以上」の 166 団体が抽出されています。

【経営の健全性】

「経常収支比率」「累積欠損金比率」「経費回収率」は類似団体平均より良好な経営状況となっており、今後も、現状を維持しつつ、引き続き経費回収率の向上に努めていきます。

「流動比率」「企業債残高対事業規模比率」は、類似団体平均を下回っています。これは本市の固定負債（企業債）残高が大きいことが要因であり、普及率向上のための管路延長や、中央ポンプ場の改修に係る企業債を発行したことが原因となっております。

【経営の効率性】

「汚水処理原価」は類似団体平均を上回っており、こちらは主に流域下水道維持管理費の増加によるものです。

今後、効率的な建設投資や水洗化の推進など、汚水処理の効率化を図っていく必要があります。

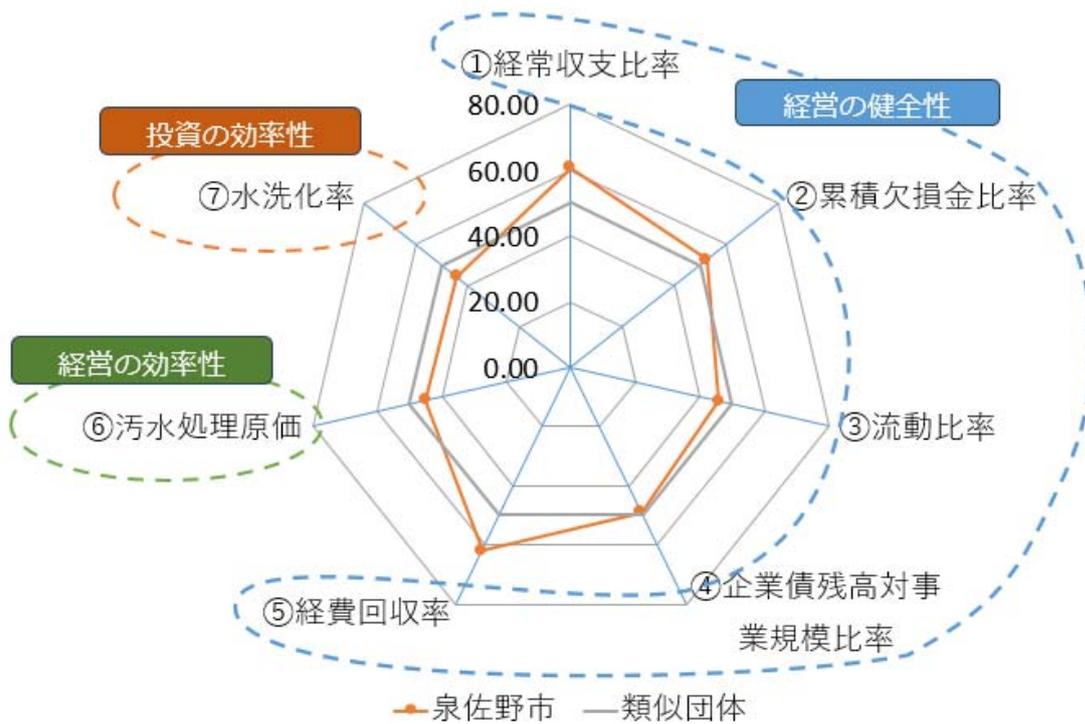
【投資の効率性】

「水洗化率」は類似団体平均を下回っております。こちらは 2020（令和2）年度と比較し処理区域内の人口が約 3,500 人増えたことに比べて、水洗便所設置済人口が約 2,400 人しか増加しなかったことが要因です。汚水処理原価が比較的高価であるため、さらなる水洗化の向上が必要です。

経営指標		泉佐野市	類似団体平均	数値の見方
経営の健全性	①経常収支比率	114.7%	107.3%	▲
	②累積欠損金比率	0.0%	10.2%	▼
	③流動比率	49.3%	89.2%	▲
	④企業債残高 対事業規模比率	820.4%	776.5%	▼
	⑤経費回収率	112.8%	95.2%	▲
経営の効率性	⑥汚水処理原価	176.0 円/m ³	161.7 円/m ³	▼
投資の効率性	⑦水洗化率	89.2%	92.4%	▲

※ ▲：数値が高い方が良好、▼：数値が低い方が良好、緑は類似団体より悪化している指標

図表 2-7-4 経営指標の類似団体比較



図表 2-7-5 経営指標の類似団体比較 (レーダーチャート)

第3章 経営の基本理念と基本方針

1. 基本理念

本市の公共下水道整備は大阪府内でも後発であるため、下水道人口普及率は令和5年度末時点で45.2%と低水準であり、下水道施設の未普及地域の解消を推進していくことが強く求められています。一方で、近年の下水道事業を取り巻く環境が厳しく、使用料収入はコロナ禍のころからは増加傾向にありますが、先行きは不透明であり、材料費の高騰による建設費の増加などますます厳しくなることが予想されます。

この下水道事業経営戦略は、「快適で安全・安心な暮らしの実現」を基本理念に、限られた資金を効率的かつ効果的に活用しながら下水道施設整備を計画的に進め、持続可能な下水道事業の実現に向けた中長期的な経営の基本計画とします。

2. 基本方針

「快適で安全・安心な暮らしの実現」のために、「安全で安定した下水道サービスの確保」として未普及対策の推進、災害対策を推進するとともに、「持続的な健全経営の維持」として下水道事業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、収支バランスを確保し、将来にわたって安定的な下水道事業のため経営戦略を策定し、経営状況を見据えながら事業運営に取り組んでまいります。

第4章 下水道事業の効率化・健全化の取り組み

1. 投資計画

(1) 2034（令和16）年度までの投資目標

【重要な投資目標】

- 普及率を58%以上とする。
- 水洗化率を92%以上とする。

本市の公共下水道は、1986（昭和61）年度より南大阪湾岸流域関連公共下水道事業（中部処理区）に着手し、1994（平成6）年の関西国際空港の開港に向け幹線整備を行い、大阪府が建設した中部水みらいセンターの完成にあわせ、1991（平成3）年度に一部供用を開始しています。

しかし、本市の下水道整備は大阪府内でも後発であるため、2023（令和5）年度の本市の公共下水道の普及率約45.2%となっており、近隣市町である堺市以南の地方公営企業法を適用している11市町の平均普及率約84.1%と比較すると低水準であり、普及率の更なる向上が強く求められています。

また、水洗化率は2023（令和5）年度で89.2%となっており、普及率を向上させるとともに水洗化率も維持向上させることが強く求められます。

こうした状況を踏まえ、普及率の向上に努め、2034（令和16）年度までに普及率は58%以上とし、その確保に努めます。また、普及率の向上とともに水洗化率も2034（令和16）年度まで類似団体平均を参考に約92%の維持向上に努めます。

順位	市町名	下水道処理 人口普及率 (B/A×100)	水洗化率 (C/B×100)	行政区域内 人口 A (人)	処理区域 内人口 B (人)	水洗化人口 C (人)	供用開始 年月日
1	堺市	98.5%	96.4%	814,597	802,535	773,709	昭和 35 年 11 月 1 日
2	忠岡町	97.5%	92.7%	16,480	16,068	14,895	昭和 62 年 4 月 1 日
3	泉大津市	97.2%	90.7%	72,921	70,848	64,258	昭和 48 年 10 月 1 日
4	岸和田市	96.5%	93.5%	187,394	180,898	169,200	昭和 44 年 6 月 1 日
5	高石市	91.9%	97.9%	52,206	51,651	50,565	平成 2 年 2 月 1 日
6	和泉市	89.2%	90.8%	182,630	162,946	147,867	昭和 53 年 4 月 1 日
7	熊取町	84.2%	94.8%	42,728	35,970	34,090	平成 3 年 11 月 1 日
8	貝塚市	67.7%	86.1%	82,146	55,643	47,916	平成 1 年 4 月 1 日
9	泉南市	62.8%	94.3%	58,527	36,732	34,625	平成 5 年 7 月 1 日
10	阪南市	55.2%	86.4%	52,446	27,847	24,049	平成 5 年 7 月 1 日
11	泉佐野市	45.2%	89.2%	99,080	44,769	39,923	平成 3 年 11 月 1 日

2023（令和 5）年度現在

図表 4-1-1 【参考】下水道普及率（普及率順、決算統計から算定）

（２）投資の基本方針

基本方針

供用開始からそれほど年数が経っておらず、他団体と比較すると普及率が低水準であることから、普及率の向上を図ります。

普及率向上のために計画的・効率的に投資計画を策定し進めるとともに、有収率の維持、水洗化も同時に進めていく必要があるため、投資目標を達成するためには有収率及び水洗化率の維持・向上が不可欠であります。

具体的取り組みの方針

① 管渠の新設・更新

普及率向上のためには新たな管渠の新設が必要となります。普及率は単年度で見れば向上していたとしても、下水道処理人口は増減するものであり、中長期的に見ると当初の想定通りに増加するとは限りません。そのため、単年度ごとの普及率向上の投資による進捗を確認しつつ、2034（令和 16）年度に 58%の普及率となるように工事を進めていきます。

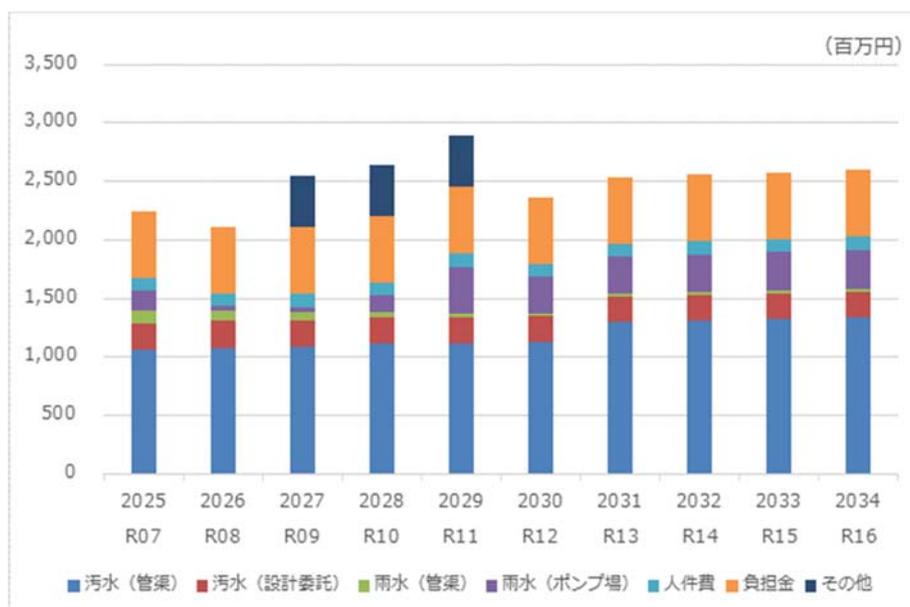
② 機械及び電気設備の更新・改良

機械及び電気設備については、定期的な点検を実施し、必要に応じて補修や部品交換等の維持管理を行い、長寿命化を図ります。また、更新にあたっては、過去の故障実績や取替実績等を考慮して実施するとともに、環境への影響を考慮して、より高効率な機器を採用する等機能向上を図ります。

(3) 計画期間内に実施する固定資産の投資計画

建設改良費

建設改良費は、図表 4-1-2 に示すとおりであり、2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度の 10 年間で約 255.1 億円が必要であると試算しています。



図表 4-1-2 建設改良費の推移 (2025 (令和 7) ~2034 (令和 16) 年度)

1) 汚水工事分

管渠は、2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度で約 56 kmを整備する予定です。汚水工事費は約 140.9 億円と試算しています。

2) 雨水工事分

中央ポンプ場及び北ポンプ場の改良・更新及び雨水管渠の更新工事費として、2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度の 10 年間で約 29 億円と試算しています。

3) 職員給与費

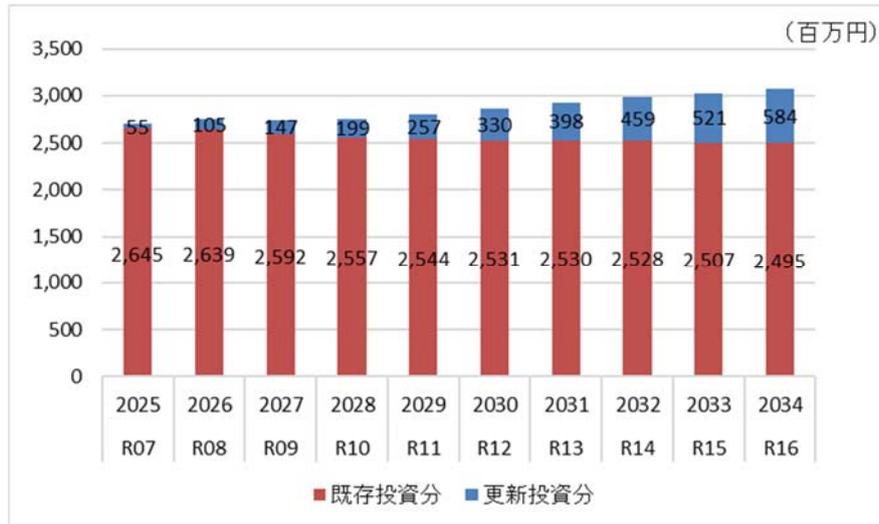
建設事業に携わる職員の給与費は、将来の事業量に見合う体制を確保していくものと想定し、2024（令和 6）年度予算額を基に、2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度の 10 年間で約 11.3 億円と試算しています。

4) 流域下水道負担金（維持管理）

建設に係る流域下水道負担金は、過年度実績を基に、2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度の 10 年間で約 57 億円と試算しています。

5) 減価償却費

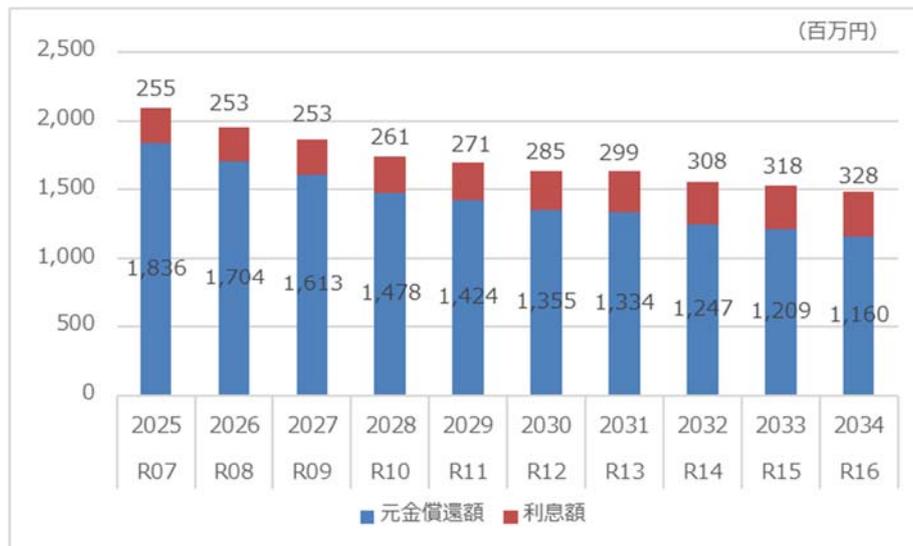
減価償却費は、有形固定資産（污水管渠・雨水管渠・雨水ポンプ場）及び無形固定資産（流域下水道建設負担金）のそれぞれについて、将来分は取得資産から算出し、過年度分と合わせて計上します。図表 4-1-3 に示すように、2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度の 10 年間で約 286.2 億円と試算しています。



図表 4-1-3 減価償却費の推移（2025（令和 7）～2034（令和 16）年度）

6) 企業債元利償還金（支払利息・企業債償還金）

本市の企業債は、下水道事業債と平準化債から成り、将来分と過年度分を計上します。将来分は、下水道事業債は「据置期間 5 年、償還期間 35 年、利率 2.0%」、平準化債は「据置期間 5 年、償還期間 15 年、利率 1.1%」で計算し、過年度分と合わせて計上します。2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度の 10 年間で約 171.9 億円と試算しています。



図表 4-1-4 企業債の推移（2025（令和 7）～2034（令和 16）年度）

2. 財政計画

(1) 2034（令和16）年度までの財政目標

【重要な財政目標】

- 資金残高を6億円以上とする。
- 経常収支比率を100%以上とする。

資金残高は運転資金、設備投資資金、震災等に備えるための臨時資金を確保する必要があり、2023（令和5）年度残高より多く保有することが望ましいと考えています。本市の現状は資金残高対事業収支比率が約26.3%となっており、類似団体の約42.1%と比較すると低い水準であることが分かります。2023（令和5）年度時点の資金残高は約3.3億円となっており、これから実施予定の投資計画の遂行もあることから、一定程度の資金残高を保有することを目的として約6億円を確保できるように努めます。

経常収支比率は約114.7%と現状は100%を超えているものの、普及率向上等により減価償却費等が膨らむことが想定されるため、その維持が必要です。そのため、2034（令和16）年度までの経常収支比率100%以上を維持することを目標とします。

(2) 財源確保のための取り組みの内容

地方公営企業がその経営に必要とする経費を賄うための主な財源としては、使用料収入、他会計繰入金、企業債があり、その他の財源としては、国庫補助金、受益者負担金などが挙げられます。

使用料収入は、図表 4-2-1 に示すように、普及率拡大に伴い一般家庭系で1年当たり平均 0.6%程度の増加を見込んでいます。

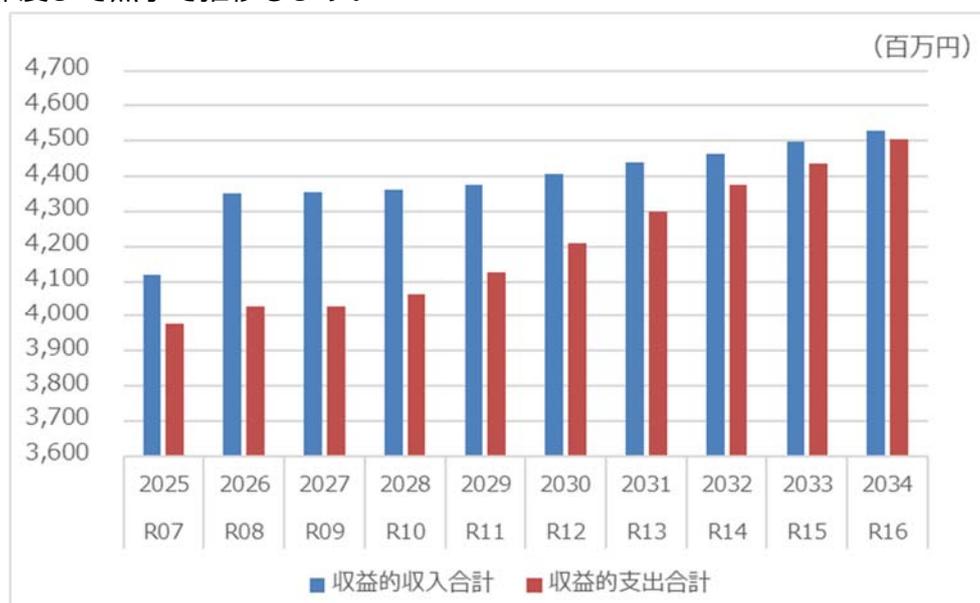
その他の財源については、国庫補助金は国土交通省の基準、また、受益者負担金は市の実績に基づき試算しています。

財政収支の見通し

試算した投資・財源額を基に、計画期間 10 年間の財政シミュレーションを行い、収益的収支と資本的収支について収支計画を策定しました。

1) 収益的収支

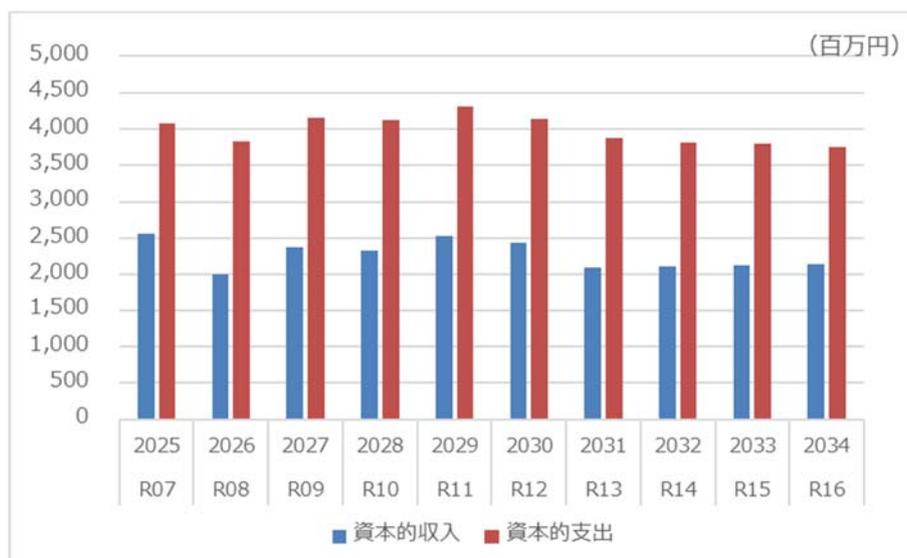
収益的収支は、図表 4-2-1 に示すとおりです。2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度まで黒字で推移します。



図表 4-2-1 収益的収支（2025（令和 7）～2034（令和 16）年度）

2) 資本的収支

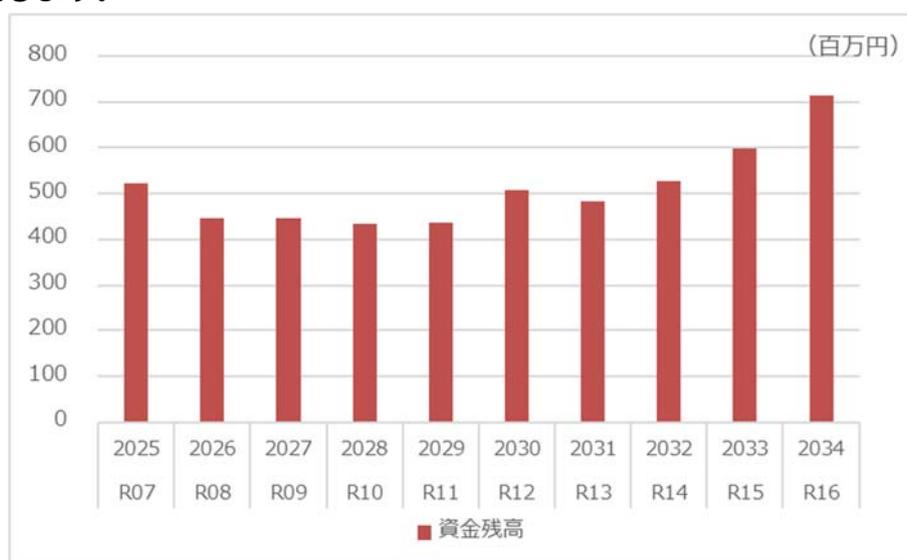
資本的収支は、図表 4-2-2 に示すとおりです。各年度で資本的収入額が資本的支出額を下回ります。普及率向上のための投資を実施するため、建設改良費が増加します。資本的収支不足額については、消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんされます。資本的収入が調整により減少しているものの状況としては大きな変更はありません。



図表 4-2-2 資本的収支 (2025 (令和 7) ~2034 (令和 16) 年度)

3) 資金残高の見通し

健全な下水道経営を実施していくには、起債償還費や未払金に備えるために、一定の現金を確保しておくことが必要です。2034 (令和 16) 年度までに資金残高は約 6 億円を目標とします。



図表 4-2-3 資金残高 (2025 (令和 7) ~2034 (令和 16) 年度)

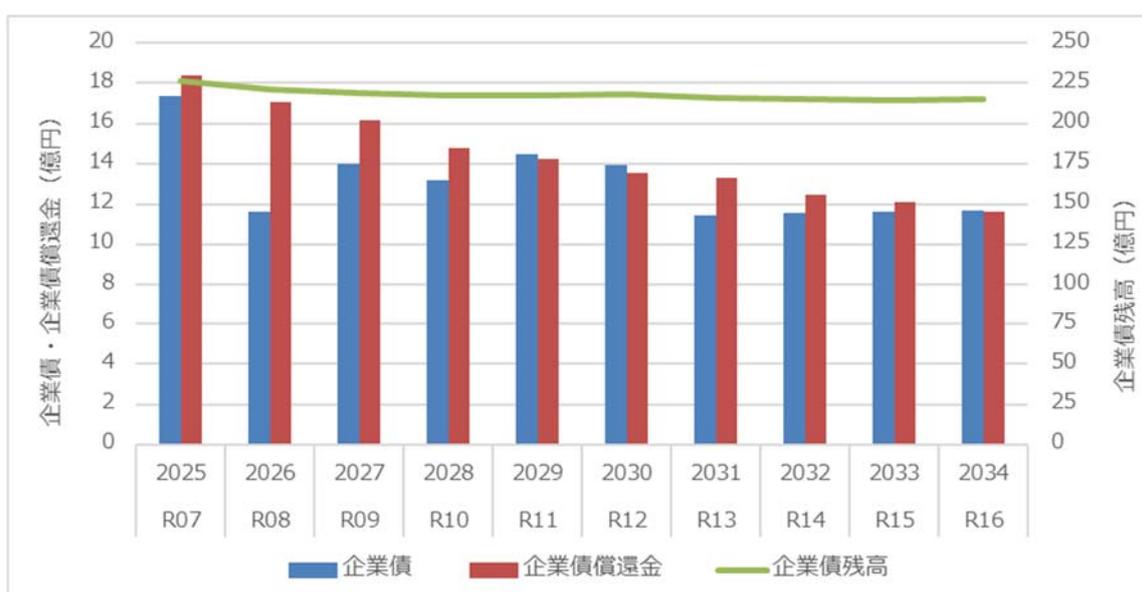
4) 企業債などの見通し

企業債、企業債償還金、企業債残高の推移は、図表 4-2-4 に示すとおりです。

企業債については、下水道施設は一度整備すると長期にわたり使用することとなるため、世代間負担の公平を保ちつつ、将来世代への過度の負担とならないよう、効率的な下水道事業の実施に併せて適正化し、計画的に発行していく必要があります。その結果、2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度の企業債の発行額は約 11～17 億円で推移していく計画となります。

企業債償還金は、2025（令和 7）年度の約 18.4 億円から減少していく見通しであり、2034（令和 16）年度には約 11.5 億円となります。

企業債残高は、2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度までは約 214～226 億円で推移しています。将来は普及拡大に伴い、増加していく見通しです。



図表 4-2-4 企業債・企業債償還金、企業債残高
(2025（令和 7）～2034（令和 16）年度)

5) 健全な下水道経営に向けて

今後は普及率を向上させるために高水準の投資額が見込まれるため、資金残高を一定水準に抑え、将来的には起債の発行を抑えて起債残高を減少させる等、将来を意識した財政運営を行い、健全な下水道経営を目指すものとします。

3. 主な施策・取り組み一覧

(1) 主要な施策一覧

分類	施策方針	主要な施策
安全で安定した 下水道サービスの確保	下水道の災害対策	浸水対策、地震対策
	下水道施設の改築更新	下水道管渠の改築更新、 中継ポンプ場の改築更新
	危機管理体制の強化	防災訓練の実施、 被災時における支援体制の強化、 災害時等におけるお客様への迅速な情報発信
	未普及地域の解消	未普及対策、水洗化率の向上
持続的な 健全経営の維持	事業経営の適正化	下水道使用料の検証、自主財源の確保 資金管理の効率化、無届け排水の調査等
	経費の削減及び 業務の効率化	民間委託の推進、 下水道維持管理システムの導入
	お客様サービスの向上	支払い手続きの電子化
	広報活動の充実	ホームページでの広報、 デザインマンホールの設置、 マンホールカードの配布
	他事業者との連携	不明水対策における連携、 経理事務担当者会議の定期開催、 広域化・共同化の検討
	環境施策の推進	工事施工時における環境負荷の低減

(2) 安全で安定した下水道サービスの確保

下水道の災害対策

① 浸水対策

近年は、短時間に局地的に多量の雨が降る局所的集中豪雨の発生頻度が増加する傾向にあります。

排水路の建設等のハード面での対策が計画どおり進捗しても、計画降雨を上回る豪雨の発生頻度が増加することで、浸水被害の危険性が増しつつあり、浸水被害を軽減させるためには、施設整備の着実な進捗が重要となります。

(ア) 雨水渠施設の整備

本市は中央ポンプ場、北ポンプ場の2箇所の雨水ポンプ場を運用していることに加え、雨水整備については主要な幹線管渠整備率は90%以上に達している他、バイパス管の設置や、雨水管への取込口の増設改修を随時実施している他、超過降雨が発生した場合にも施設を有効に機能させるため、既存施設の定期的な点検、浚渫等を適正に実施しております。

これらの増設改修・既存施設の定期的な点検、浚渫等をこれからも継続的に実施していきます。

② 地震対策

本市は大阪府の南部に位置し、埋立地・低地（海岸平野、河川沿いの谷底平野）、台地（泉南台地）、丘陵地（泉南丘陵）、山地（和泉山地）の4つの地帯に区分され、また関西国際空港の開港以後は大阪府の空の玄関口としての位置づけにあります。

また中央ポンプ場については2018（平成30）年度より耐震対策工事を実施、マンホールについては2010（平成22）年度より可とうマンホール継手(※)の施工を実施するなど耐震化を進めております。

(※)地震や地盤の不等沈下などの際に、マンホールと管の接続部で発生する変位を吸収し、管路の破損や漏水を防ぐ役割を果たす継手

(ア) ポンプ場の地震対策

中央ポンプ場について耐震診断と施設の耐震化を実施しております。北ポンプ場は現行の耐震基準に適合しています。

築20年を超える中央ポンプ場に関しては、2016（平成28）年～2025（令和7）年の間に長寿命化対策工事を予定、実施しております。また、北ポンプ場におい

ても、長寿命化対策工事を2025（令和7）年度以降に計画し、工事実施を予定しております。

（イ）減災対策

・マンホールトイレの整備

被災者が避難生活を送る上で、また、復旧支援活動を実施する上でトイレの確保が重要な要素となるため、公共下水道の汚水管が整備されている指定避難所等においてマンホールトイレの整備を継続して実施していきます。



図表 4-3-1 マンホールトイレ標準図・設置例

・ポンプ場の停電対策

泉佐野市の中央ポンプ場、北ポンプ場いずれにも非常用自家発電設備を整備し、中央ポンプ場は18時間、北ポンプ場は47時間（全台フル稼働）の稼働時間を確保しており、今後とも同様の水準を継続してまいります。

また、マンホールポンプ場については、ポンプ機能停止時には発動発電機をケーブルに接続し、停電時にも継続的に使用できるように継続して対応を実施していきます。

下水道施設の改築更新

下水道の機能を維持し、事故・機能障害の発生を未然に防ぐためには、下水道施設の健全性を確保する必要があります。

本市では1986（昭和61）年度の事業着手以後20年以上経過しており、整備区域の拡大とともに、雨水ポンプ場2箇所、汚水管渠200km、雨水渠施設約92kmに達するストック（資産）を保有しています。

①下水道管渠の改築更新

下水道管渠の改築更新については、法定耐用年数による施設の更新では多額の投資が必要となります。

本市では耐用年数(50年)を経過した管渠はなく、計画期間内の改築更新は予定していませんが、それぞれの施設・管渠を効率的に管理・運用し、下水道サービスの維持、ライフサイクルコスト（生涯費用）の低減、さらには、事業費の平準化などを図ることを目的に、施設及び管渠のストックマネジメント計画の策定調査を予定しています。

また、管渠の劣化などに個別注意が必要な箇所は都度調査を実施しております。

【個別調査の実績】

- ・食品コンビナート内の汚水管にて2016（平成28）年度～2020（令和2）年度でカメラ調査実施
- ・腐食管調査（5年に1回）

【下水道不明水への対策】

全国で初めて特別警報が発令された2013（平成25）年の台風18号では、大量の雨水が下水道の汚水管に流れ込んだ結果、ポンプ場の浸水被害、マンホールからの溢水などの被害が発生しました。

本市では、2008（平成20）年代に市内の不明水調査を行い、対策を実施済みです。

今後も被害防止のため、誤接続調査、送煙調査、目視調査、流量調査等を実施するなど不明水対策を継続して実施していきます。

【不明水発生領域の絞込み】

下水管路は、市内に網の目のように整備されており、広範な区域全てを改善することはできません。効率的な不明水対策を実施するため、調査データをもとに、重点的に対策を講ずる地区を絞り込み、経済性を確保しながら、効果的な不明水対策の実現に向けて取り組みます。

【不明水対策工事の実施スケジュール】

公共下水道雨天時侵入水対策水量計測実施を行い順次不明水対策を継続して実施していきます。

②中継ポンプ場の改築更新

各ポンプ場には様々な機械が設置してあり、標準耐用年数により更新した場合、多額の事業費が必要になります。そのため標準耐用年数の概ね 1.5 倍（設備により変動）を目標として施設の延命化を図り、計画的な改築更新を実施していきます。

築 20 年を超える中央ポンプ場に関しては、2016（平成 28）年～2025（令和 7）年の間に長寿命化対策工事を予定、実施しております。また、北ポンプ場においても、長寿命化対策工事を 2025（令和 7）年度以降に計画し、工事実施を予定しております。

危機管理体制の強化

①被災時における支援体制の強化

関係団体と災害支援協定を締結しており、より一層連携し、情報提供を密にすることで、被災時の支援体制を強化していきます。

【災害支援協定】

- 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ
- 「泉佐野市・日本下水道事業団災害支援協定 地方共同法人日本下水道事業団」
- 下水道事業における災害支援に関するルール
- 下水道災害時における大都市間の連絡連携体制に関するルール
- 下水道事業災害時近畿ブロックの大阪府下市町村支援体制
- 災害時復旧支援協力協定
- 風水害支援協力協定

②災害時等におけるお客様への迅速な情報発信

災害の際には泉佐野市上下水道局ホームページを活用し、復旧状況等の情報を掲載することで、お客様への迅速な情報提供に努めてまいります。

未普及地域の解消

①未普及対策

本市の下水道整備は大阪府内でも後発であるため、下水道処理人口普及率は45.2%と低水準であることから、普及率の更なる向上が強く求められています。

そのため本市では、2034（令和16）年度までに普及率を58%以上とすることを目標に管渠を延長いたします。

②水洗化率の向上

本市の下水道接続率（水洗化率）は、2023（令和5）年度末で89.2%に達していますが、引き続き未接続となっている世帯等への普及促進活動を実施し、未接続戸数を段階的に解消し、水環境や生活環境の向上を目指します。

また、無届けでの工事や届出漏れなどにより、下水道に接続されているにもかかわらず使用料を請求できていない世帯についての調査及び収納交渉を強化し、水洗化率の向上を目指して取り組みます。

（ア）普及促進に向けた取り組み

本市では、下水道の普及促進のため、以下の助成制度を設けて排水設備の設置促進を図っています。また、未水洗化宅へ各戸訪問し接続を促すなど水洗化率の向上に引き続き取り組みます。

【本市で実施している助成制度】

- 水洗便所改造奨励金制度
- 高齢者世帯助成金制度
- 水洗便所改造資金融資あっせん制度

（イ）未接続事業者への接続指導

未接続事業者についても一般家庭と同様、接続指導を強化していきます。

なお、下水道法第10条第1項但書きの許可（接続義務免除の許可）を受けた事業者に対しては、公共用水域の水質保全のため引き続き水質を監視します。

(3) 持続的な健全経営の維持

事業経営の適正化

① 下水道使用料の検証

2023（令和5）年度の下水道使用料収入は前年度と比較し増収傾向にあります
が、新型コロナ前（2018（平成30）年度）と比較した場合依然として減少している
状況にあります。

今後の施設の更新需要、処理区域内人口や有収水量の動向、企業債残高や現預金残
高等を含め財政状況の見通しなどを注視するとともに、一般会計からの繰入金の措置
状況も踏まえて、適正な使用料水準の設定について、引き続き検討します。

② 自主財源の確保

公用車の広告掲載料や、行政財産の目的外使用料による自主財源確保に努めます。

③ 資金管理の効率化

資金管理については、安全性・流動性を確保した上、効率的に行うよう努めます。

資金調達については、借入額の抑制、据置期間の廃止、元金均等償還の導入を行う
など、支払利息の削減に努めます。

④ 無届け排水の調査等

汚水枡があるが下水道に接続されていない場合に、水洗化促進の広報と無断接続が
ないか調査し、適正な下水道使用料の徴収に努めます。

経費の削減及び業務の効率化

① 民間委託の推進

中央ポンプ場・北ポンプ場の運転管理業務・機械電気点検業務等に加え、マンホー
ルポンプの点検業務、汚水管の清掃業務などの民間委託を実施しており、継続して経
費削減及び効率化に努めます。

② 下水道維持管理システムの導入

効率的な維持管理の実現を目指し、2024（令和6）年度に下水道維持管理システ
ムを導入しており、今後ともシステム入れ替えの時期などに効率的な新規システムの
導入を検討いたします。

お客様サービスの向上

① 支払い手続きの電子化

近年のキャッシュレス決済の推進やスマートフォンの普及に伴い、支払いの電子化を進めています。下水道使用料は、口座振替、クレジットカード継続払い、コンビニエンスストア収納、スマートフォン決済による支払いが可能です。受益者負担金は、金融機関、コンビニエンスストア収納、スマートフォン決済による支払いが可能です。今後もお客様のニーズに寄り添い、利便性の向上に努めます。

広報活動の充実

① ホームページを活用

お客様に下水道の仕組みや経営状況等をわかりやすく伝えるように、ホームページを活用して広報活動の充実に引き続き取り組みます。

② デザインマンホール、マンホールカードの配布

デザインマンホールを設置するとともに、2種類のマンホールカードを発行し、泉佐野市観光情報センター、観光おもてなしプラザ泉佐野まち処にて配布しております。

マンホールカードを通じて、今まで下水道を気に留めていなかった方々には興味関心の入り口としていただき、既に興味関心を寄せられている方々には、マンホールの先にある下水道の大切さをより深く理解していただく活動を引き続き実施してまいります。



図表 4-3-2 泉佐野市 HP 「マンホールカードの配布について」

他事業者との連携

①不明水対策における連携

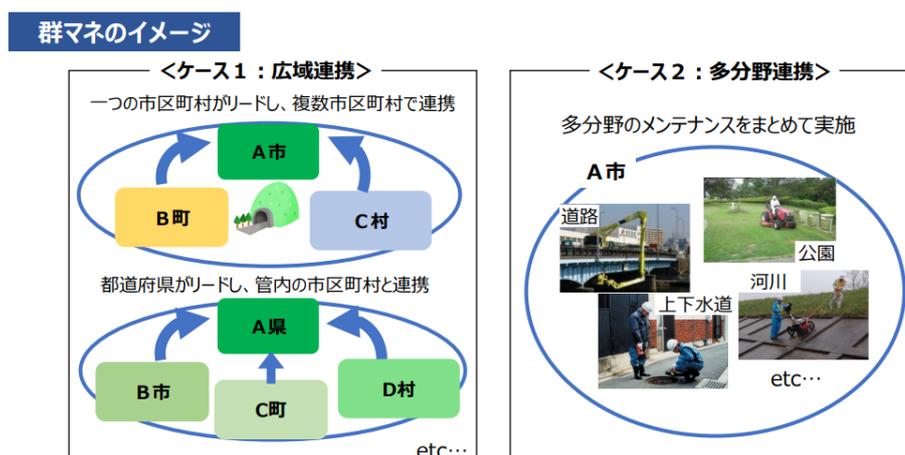
下水道における各自治体共通の課題となっている不明水対策について、府、市町で構成する「不明水対策協議会」を活用し、府・市共同で情報共有訓練を行うなど溢水時等に迅速な行動が行えるよう、引き続き、関連自治体との連携を図ります。

②経理事務担当者会議の定期開催

2022（令和4）年度より、近隣市が実施している「企業会計担当者会議」に参加し、情報交換することで、課題や知見を共有し、専門性を向上させています。

③広域化・共同化・官民連携の検討

2023（令和5）年12月に、本市、大阪府を含む周辺自治体が「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」のモデル地域に選定されました。本市では今後、道路、公園、そして下水道の分野で関連自治体と水平に連携し、既存の行政区域に拘らない広域的な視点で効果的かつ効率的なマネジメントを実施します。



図表 4-3-3 国土交通省 2023（令和5）年12月1日

「群マネモデル地域選定」内 参考資料より

また、本市では下水道の運営維持管理、更新などについてウォーターPPPの導入を検討してまいります。

環境施策の推進

①工事施工時における環境負荷の低減

工事を行う際には、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用を促進します。

また、工事使用材料については、再生材料の使用を促進し、アスファルト塊及びコンクリート塊の適切な処分による再資源化を推進します。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の検討

社会情勢や市民ニーズの変化等を適切に把握するとともに、各種システム更新や新技術の導入の機会に、業務プロセスの改善や住民サービスの向上等も含めた検討を進めます。

官民連携（ウォーターPPP（※））の検討

2023（令和5）年度に内閣府「PPP/PFI 推進アクションプラン」が改定され、ウォーターPPP 導入の目標が設定(水道 100 件、下水道 100 件、工業用水道 25 件)されました。また、令和9年度以降の污水管の改築における社会資本整備総合交付金の要件として「ウォーターPPPの導入決定」していることが追加されています。

本市においては現在普及率の向上を目標とした管渠の新設が主ではありますが、供用開始（平成3年11月）から40年が経過いたします。

そのため、本市においてもウォーターPPPが導入できるよう、ウォーターPPPを含めた官民連携（公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫）を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現できるかの検討を進めます。

（※）ウォーターPPPとは、コンセッションによる官民連携方式及びコンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）を指します。

第5章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画シミュレーションモデルの作成

財政シミュレーションは、段階的に普及率を上昇させることで効率的・効果的な投資・財政計画を目指すものです。

普及率の向上を図るためには、事業量（建設投資）を拡大する必要がありますが、企業債残高の増加に伴う将来への負担増や、財政収支に直結することから、収支バランスを踏まえた建設投資が重要となります。

目標とする普及率について、以下のケースにてシミュレーションを行い、次ページ以降にその結果を示します。（下水道使用料は現行を維持することとします。）

<投資・財政計画シミュレーションの前提条件>

項 目			前提条件	
		年間有収水量	令和5年度有収水量×行政区域内人口の増減率（※1）×普及率の増減率（※2）×水洗化率の増減率（※2）×年間日数の増減率（※2）で算定 なお、年間有収水量は生活用と事業用に分け、生活用は上記算式で、事業用は上記算式のうち、行政区域内人口、普及率、水洗化率の増減率を加味せず算定 ※1 2017（平成29）年度から2022（令和4）年度の行政区域内人口の推移から算定 ※2 増減率は令和5年度を基準とし算定	
収益的収支	収入	営業収益	料金収入	年間有収水量×供給単価（※1）で算定 ※1 2020（令和2）年度～2023（令和5）年度平均単価を使用
			他会計繰入金（基準内）	過年度の実績を踏まえ算定
			他会計繰入金（基準外）	「0」として算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
	営業外収益	長期前受金戻入	・既存投資分は過年度実績を踏まえ算定 ・将来投資分は2020（令和2）年度～2023（令和5）年度の企業債償還額に対する繰入金の平均割合を使用して算定	
		他会計繰入金	過年度の実績を踏まえ算定	
		特別利益	「0」として算定	
		その他	2023（令和5）年実績値を計上	
支出	営業費用	職員給与費	2023（令和5）年実績値に人件費上昇（減少）率を乗じて算定	

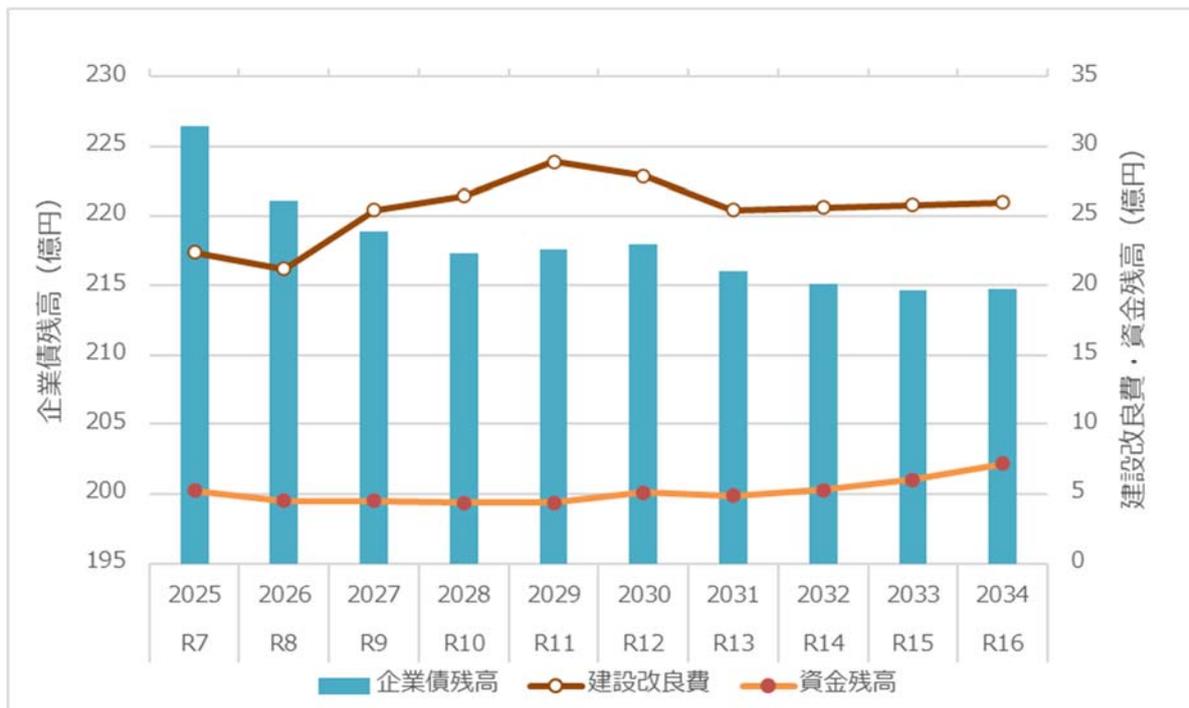
		動力費	2023（令和5）年実績値に各年度の有収水量の増減と物価上昇（減少）率を乗じて算定	
		委託費	2023（令和5）年実績値に物価上昇（減少）率を乗じて算定	
		流域下水道管理運営負担金	2024（令和6）年度予算値を踏まえ、物価上昇（減少）率を乗じて算定	
		資産減耗費	「0」として算定	
		減価償却費	既存資産：既存資産の減価償却費算定額 新規分：建設改良費を構築物、管渠、設備等、流域下水道建設負担金に分解し、構築物40年、管渠50年、設備等15年、流域下水道建設負担金45年で償却した数値	
		その他	2023（令和5）年実績値に物価上昇（減少）率を乗じて算定	
	営業外費用	支払利息	企業債の支払利息について、前期末残高×利率とする 既存債は将来の支払予定額、新発債のうち、下水道事業債は2%、資本費平準化債は7%とする	
		その他	2023（令和5）年実績値に物価上昇（減少）率を乗じて算定	
	特別損益			「0」として算定
	資本的収支	収入	企業債	2020（令和2）年～2023（令和5）年の建設改良費の財源構成割合に2024（令和6）年以降の投資額を乗じて算定
			他会計繰入金（基準内）	・企業債償還に係る部分 企業債償還額に4条他会計繰入率（2020（令和2）年～2023（令和5）年の平均）を乗じて算定 ・その他 必要があれば入力
他会計繰入金（基準外）			「0」として算定	
他会計負担金			「0」として算定	
他会計借入金			「0」として算定	
国（都道府県）補助金			2020（令和2）年～2023（令和5）年の建設改良費の財源構成割合に2024（令和6）年以降の投資額を乗じて算定	
工事負担金			2020（令和2）年～2023（令和5）年の建設改良費の財源構成割合に2024（令和6）年以降の投資額を乗じて算定	
その他			2020（令和2）年度～2023（令和5）年度実績平均値を計上	
支出		建設改良費	第4章での投資計画を踏まえ算定	
		企業債償還金	償還期間に基づき算定	
		他会計長期借入返還金	「0」として算定	
		他会計への支出金	「0」として算定	
		その他	2020（令和2）年度～2023（令和5）年度実績平均値を計上	

財政収支シミュレーション

上記の前提条件に基づいて財政収支シミュレーションを実施しました。

本条件にてシミュレーションを行った結果、図表 5-1-1 に示すように、資金残高は2025（令和7）年度から2034（令和16）年度まで4億円～7億円を維持したまま推移します。また建設改良費は2034（令和16）年度までで約255億円となります。この場合に2034（令和16）年度における普及率は58%となります。

一方で、企業債残高は普及率向上のための投資を実施することで増加することが見込まれます。投資については可能な限り効率的に実施することで企業債の発行を抑えることが必要になると考えられます。



図表 5-1-1 財政収支シミュレーションの結果
(建設改良費、資金残高、企業債残高)

財政シミュレーション結果

- 資金残高は、2034（令和16）年度に保有すべき資金残高約6億円を確保できます。
- 普及率は約58%を達成することができます。

2. 収益の収支

投資・財政計画（収益の収支）

（単位：千円）

区分		年度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (将来予測)	令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)	令和9年度 (将来予測)	令和10年度 (将来予測)
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		2,720,863	2,746,394	2,551,088	2,786,693	2,802,020	2,815,223
	(1) 料金収入		1,527,315	1,523,733	1,536,822	1,549,799	1,566,946	1,575,571
	(2) 他会計繰入金		1,193,232	1,222,345	1,013,950	1,236,578	1,234,758	1,239,336
	(3) その他		316	316	316	316	316	316
	2. 営業外収益		1,443,237	1,597,921	1,566,638	1,565,634	1,551,945	1,545,092
	(1) 長期前受金戻入		1,359,593	1,472,003	1,418,820	1,439,716	1,426,027	1,419,174
	(2) 他会計繰入金		62,305	104,579	126,479	104,579	104,579	104,579
	(3) その他		21,339	21,339	21,339	21,339	21,339	21,339
	収入計		4,164,100	4,344,315	4,117,726	4,352,327	4,353,965	4,360,315
	収 益 的 支 出	3. 営業費用		3,361,400	3,549,400	3,698,526	3,751,502	3,753,450
(1) 職員給与費			39,372	39,687	40,004	40,325	40,647	40,972
(2) 流域下水道管理運営負担金			503,236	605,952	610,800	615,686	620,612	625,576
(3) 資産減耗費			0	0	0	0	0	0
(4) 減価償却費			2,464,961	2,558,884	2,699,950	2,744,800	2,738,513	2,755,178
(5) その他			353,831	344,877	347,772	350,691	353,678	356,600
4. 営業外費用			302,642	299,321	278,565	276,577	276,382	284,664
(1) 支払利息			279,147	275,826	255,070	253,082	252,887	261,169
(2) その他			23,495	23,495	23,495	23,495	23,495	23,495
支出計			3,664,042	3,848,721	3,977,091	4,028,079	4,029,832	4,062,990
特別利益		51,809	0	0	0	0	0	
特別損失		790	0	0	0	0	0	
特別損益		51,019	0	0	0	0	0	
当年度純利益 (又は純損失)		551,077	495,594	140,635	324,248	324,133	297,325	

投資・財政計画（収益の収支）

（単位：千円）

区分		年度	令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)	令和16年度 (将来予測)
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		2,820,315	2,836,174	2,848,119	2,855,086	2,870,344	2,885,698
	(1) 料金収入		1,588,366	1,601,051	1,620,283	1,630,535	1,645,088	1,659,517
	(2) 他会計繰入金		1,231,633	1,234,807	1,227,520	1,224,235	1,224,940	1,225,865
	(3) その他		316	316	316	316	316	316
	2. 営業外収益		1,556,436	1,570,759	1,590,555	1,607,531	1,625,312	1,642,991
	(1) 長期前受金戻入		1,430,518	1,444,841	1,464,637	1,481,613	1,499,394	1,517,073
	(2) 他会計繰入金		104,579	104,579	104,579	104,579	104,579	104,579
	(3) その他		21,339	21,339	21,339	21,339	21,339	21,339
	収入計		4,376,751	4,406,933	4,438,674	4,462,617	4,495,656	4,528,689
	収 益 的 支 出	3. 営業費用		3,831,591	3,900,335	3,975,769	4,043,595	4,093,491
(1) 職員給与費			41,300	41,630	41,964	42,299	42,638	42,979
(2) 流域下水道管理運営負担金			630,581	635,626	640,711	645,836	651,003	656,211
(3) 資産減耗費			0	0	0	0	0	0
(4) 減価償却費			2,800,120	2,860,475	2,927,379	2,986,706	3,027,984	3,078,969
(5) その他			359,590	362,604	365,715	368,754	371,866	375,002
4. 営業外費用			294,861	308,281	322,052	331,176	341,339	351,777
(1) 支払利息			271,366	284,786	298,557	307,681	317,844	328,282
(2) その他			23,495	23,495	23,495	23,495	23,495	23,495
支出計			4,126,452	4,208,616	4,297,821	4,374,771	4,434,830	4,504,938
特別利益		0	0	0	0	0	0	
特別損失		0	0	0	0	0	0	
特別損益		0	0	0	0	0	0	
当年度純利益 (又は純損失)		250,299	198,317	140,853	87,846	60,826	23,751	

3. 資本的収支

投資・財政計画（資本的収支）

（単位：千円）

区分		年度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (将来予測)	令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)	令和9年度 (将来予測)	令和10年度 (将来予測)
資本的 収入	1. 企業債		1,580,200	1,740,643	1,734,000	1,165,450	1,399,640	1,322,380
	2. 他会計繰入金		62,309	52,474	35,759	46,328	43,858	40,200
	3. 出資金			140,714	96,243	128,633	140,504	139,638
	4. 国庫（県）補助金		665,019	614,909	610,886	577,372	693,391	720,628
	5. 工事負担金		76,013	87,025	86,456	81,713	98,133	101,987
	6. その他		0	367	367	367	367	367
	資本的収入合計		2,383,541	2,636,132	2,563,711	1,999,863	2,375,893	2,325,200
資本的 支出	1. 建設改良費		2,388,595	2,256,763	2,242,000	2,119,000	2,544,800	2,644,760
	2. 企業債償還金		2,025,944	1,929,927	1,836,393	1,703,878	1,613,046	1,478,490
	3. その他		0	0	0	0	0	0
	資本的支出合計		4,414,539	4,186,690	4,078,393	3,822,878	4,157,846	4,123,250

投資・財政計画（資本的収支）

（単位：千円）

区分		年度	令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)	令和16年度 (将来予測)
資本的 収入	1. 企業債		1,443,816	1,394,671	1,143,933	1,153,980	1,161,630	1,169,280
	2. 他会計繰入金		38,710	36,831	36,263	33,914	32,876	31,534
	3. 出資金		146,313	140,666	131,398	129,386	128,745	127,744
	4. 国庫（県）補助金		786,804	760,022	692,648	698,732	703,364	707,996
	5. 工事負担金		111,353	107,563	98,028	98,889	99,544	100,200
	6. その他		367	367	367	367	367	367
	資本的収入合計		2,527,363	2,440,120	2,102,637	2,115,268	2,126,526	2,137,121
資本的 支出	1. 建設改良費		2,887,632	2,789,342	2,542,074	2,564,400	2,581,400	2,598,400
	2. 企業債償還金		1,423,700	1,354,580	1,333,720	1,247,319	1,209,136	1,159,793
	3. その他		0	0	0	0	0	0
	資本的支出合計		4,311,332	4,143,922	3,875,794	3,811,719	3,790,536	3,758,193

4. 原価計算表

原価計算表は、料金算定期間内における現行の料金水準が適切なものであるかを示すものであり、下表は2025（令和7）から2029（令和11）年度までの5年間の料金算定期間として試算したものです。「支出の部」に記載している数値は総括原価（※1）とい、資産維持費等の影響を考慮しています。そのため、一般的に、原価計算表で算出される結果は、料金回収率よりも低い水準となる場合があります。

「支出の部」の控除はその他営業収益、長期前受金戻入、その他営業外収益です。

原価計算表では料金収入が支出を上回っています。これは、普及率向上のために投資を実施するため、減価償却費が増加することが見込まれている一方で、長期前受金戻入が多く計上されていることが要因となっています。今後、普及率向上による料金収入は徐々に増加する見込みであるものの、その投資に伴うコスト増加が見込まれるため、減価償却費が増加することが見込まれる状況です。これらのことから、さらなる経営改善に努めつつ、料金対象経費を料金で賄えるよう、今後も継続して収入と支出の水準を検証していく必要があります。

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績 (令和5年度)	投資・財政計画 計上額 (A)	控除 (B)	料金対象収支 (A) - (B)
料金(X)	千円 1,527,315	千円 1,563,501	千円	千円 1,563,501
給水装置工事費	0	0		0
その他	0	0	0	0
合計	1,527,315	1,563,501	0	1,563,501

支出の部（総括原価） ※1

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	控除 (B)	料金対象収支 (A) - (B)
人件費	千円 39,372	千円 40,650	千円	千円 40,650
委託費	240,434	248,236		248,236
流域下水道管理運営負担金	503,236	620,651		620,651
その他	-2,562,117	105,430	2,748,716	-2,643,286
減価償却費	2,464,961	2,747,712		2,747,712
支払利息	279,147	258,715		258,715
合計(Y)	965,033	4,021,394	2,748,716	1,272,678

資産維持費 (Z) ※2	208,472
料金対象経費 (Y) + (Z)	1,481,150

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 106\%$$

※1 総括原価：料金算定期間中における料金総収入額は、適正な原価に基づき算定されなければならず、この場合の原価は、営業費用のほか資本費用をも含むものであり、これが通常、総括原価といわれる。

※2 資産維持費：事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。（出所：公益財団法人日本水道協会「水道料金算定要領」より）

第6章 経営戦略の目標・更新等

1. 経営戦略目標

(1) 経営・財政面の指標

指標	令和5年度	令和11年度	令和16年度
	(実績)	(目標)	(目標)
下水道処理人口普及率 (%)	45.2%	51.0%	58.0%
経常収支比率 (%)	114.7%	106.1%	100.5%
経費回収率 (%)	112.8%	100.6%	100.0%
水洗化率 (%)	89.2%	90.6%	92.0%

普及率の推進、水洗化率の向上と健全な経営状態の確保

本市の下水道処理人口普及率は2023（令和5）年度現在で45.2%と、類似団体平均の約77.4%を大きく下回り、近隣市町の中でも低く推移しています。

普及率の拡大に取り組んでいくため、投資に伴う減価償却費の増加に伴い経費回収率の指標数値は低下しますが、効率的な投資を行い、低下幅の抑制に努めます。また、経営の健全性を示す経常収支比率は100%を維持し、健全な経営状況を確保するよう努めます。

水洗化率の向上に努め、将来的に安定した使用料収入の確保を目指します。

収入増加、支出削減に対する取り組み

- ① 下水道普及率を高め下水道使用者を増やすことにより、使用料収入の増加や下水道への流入水量を増加させ、汚水処理にかかる費用の低減に努めます。
- ② 水洗化率の向上による使用料収入の増収を図るため、未接続世帯に対して個別訪問による水洗化勧奨を継続して実施します。
- ③ 流域下水道と連携して不明水対策に取り組み、有収率のアップに努めます。
- ④ 施設の老朽度を考慮した修繕年次計画に従い、予防保全による適切な維持管理と投資の平準化を図ります。

収支構造改善の定期的な検証・見直し

経営戦略の計画期間は10年間を設定していますが、取り組みの効果や状況について、少なくとも5年に1度は計画値と実績の比較により進捗状況の確認を行い、大きな乖離が生じたことが判明した場合には、計画の見直しを行うものとします。

(2) 事業・施設面の指標

指標	令和5年度	令和11年度	令和16年度
	(実績)	(目標)	(目標)
有形固定資産減価償却率 (%)	13.5%	32.3%	45.3%

有形固定資産減価償却率は本市下水道の供用開始からの経過年数が長くなるため、増加が見込まれます。

(3) 経費回収率向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(2020(令和2)年7月21日付け国水下企第34号)において、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を経営戦略に明記することが求められていることから、経費回収率向上に向けたロードマップを以下に示します。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略計画期間	→										
経営戦略改定					◎					◎	
経営戦略見直し作業			→					→			
使用料の在り方の検討			→					→			
広域化・共同化の検討、推進	→										
民間活力の活用の検討、推進	→										

経費回収率向上に向け、経営戦略の見直しに併せて使用料の在り方を検討し、一般会計部局と協議の上、改定の有無を決定していきます。また、計画的な未普及地区への面整備を実施の上、未接続世帯へ理解と協力を求め、水洗化率の向上を図り、使用料の確保に努めていきます。さらに、広域化・共同化や民間活力の活用等を検討、推進し、経費削減に努めていきます。そして、これらの取組の成果を測る業績目標として、「経常収支比率及び経費回収率100.0%以上」を業績目標と定めます。

2. 計画の推進の点検・進捗管理の方法

経営戦略の推進のため、毎年度進捗管理（モニタリング）を行います。

具体的には、毎年予算措置、決算処理完了後に収支計画の数値を置き換え、計画の進捗管理を行います。また、社会情勢の変化や関連制度の変更等があれば、その要因を収支計画に反映させたシミュレーションを行い、計画への影響を検証します。

経営戦略の計画期間は2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間ですが、5年後の2029（令和11）年度に見直し（ローリング）を行う予定です。

見直しの際に評価・分析を行い、その結果を次の経営戦略に反映させるPDCAサイクル「計画の策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を市民のみなさまへ公表し、更なる経営の健全化に取り組みます。



図表 6-2-1 下水道事業経営戦略のPDCAサイクル

3. 経営戦略目標の進捗

(1) 経営・財政面の指標

指標	意味	令和5年度 実績	令和3年度 経営戦略 策定時 令和7年度目標	コメント
下水道処理 人口普及率	下水道の整備状況を表す指標の一つで、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域内人口を総人口で除したものの	45.2%	47.2%	令和7年度目標値には未達であるものの、残りの期間で達成可能な水準となっています。
経常収支 比率	料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標	114.7%	110.5%	令和7年度目標値を達成している状況であるものの、普及率向上のための投資に伴い、減価償却費の増加が見込まれることから、経常収支比率の維持向上に努めることが必要であります。
経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標	112.8%	97.2%	
水洗化率	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標	89.2%	91.4%	普及率向上のための投資に伴い、未接続世帯の増加も見込まれるため、より一層、水洗化勧奨を行い、水洗化率の向上を図る必要があります。

(2) 事業・施設面の指標

指標	意味	令和5年度 実績	令和3年度 経営戦略 策定時 令和7年度目標	コメント
有収率	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標	87.8%	(※)	使用料収入の維持・向上のためには有収率の維持・向上が必要です。
有形 固定資産 減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標	13.5%	(※)	供用開始からの年数経過が浅いため、低い水準となっていますが、年数の経過に伴う更新投資への検討が必要です。
管渠 老朽化率	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標	0.0%	(※)	供用開始からの年数経過が浅いため、0%となっていますが、老朽化した管渠が生じた場合には、その維持・更新について検討が必要です。
管渠改善率	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標	0.0%	(※)	

(※)令和3年度経営戦略策定時は未設定

第7章 企業会計のしくみ（参考）



< 3条収支（収益的収支） >

施設・管渠の維持管理にかかる収入と支出です。

収益：下水道料金とその他の収益

費用：汚水処理、施設整備を管理する経費

（減価償却費のように現金支出を伴わない費用も含む）

< 内部留保資金 >

家庭での貯金に該当するものです。

3条収支の純利益と減価償却費のような現金支出のない費用計上によって生じた資金を含みます。4条収支の支出に充当されます。

< 4条収支（資本的収支） >

施設整備への新規投資にかかる収入と支出です。

収入：企業債収入、補助金、内部留保資金等

支出：施設・管路を新設・改良するための支出

第8章 用語集

用語	説明
あ行	
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。
移動系防災無線	防災行政無線は、都道府県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局。 移動系防災行政無線は車載型や携帯型の移動局と市町村役場との間で通信を行うもの。
一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰入基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性等から独自に繰入する基準外繰入金がある。
雨水管	雨水を流す専用の下水管。
雨水処理負担金	雨水の処理に必要な費用を賄うために、一般会計から支出される経費。
雨水ポンプ場	地盤が低く自然流下で水路や河川に排水できない雨水を、ポンプで揚水して放流水域に排水する施設。
污水管	污水を流す専用の下水管。
污水資本費	管路施設を含む污水处理施設の建設費のうち、使用料として回収すべき費用。
污水处理原価	污水处理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量 1 m ³ 当たり、どれだけの経費が污水处理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。
か行	
可とうマンホール継手	地震や地盤の不等沈下などの際に、マンホールと管の接続部で発生する変位を吸収し、管路の破損や漏水を防ぐ役割を果たす継手
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高対事業規模比率	事業規模に比して企業債残高（一般会計負担分を除く）がどれくらいあるのかを見る比率。
繰入基準	総務省から公営企業に対する一般会計からの繰出基準（一般会計が負担すべき経費）が示されている。 ・繰出基準に合致する経費は基準内繰入と呼ぶ。 ・繰出基準に合致しない経費は基準外繰入と呼ぶ。
繰入金（繰出金）	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（市民の税金）のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
経営比較分析表	地方公営企業の経営の状況や施設の状況等の各種指標を経年的にグラフ形式で示したもの。経年比較や他団体との比較分析によって、経営の現状や課題を把握することができる。
計画降雨	浸水被害の発生を防止するための下水道施設の整備の目標として気候変動の影響を踏まえて下水道法事業計画に位置づけられる降雨をいう。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料により賄うことが原則。
下水道処理人口普及率	下水道を利用できる地域の人口を、行政人口で除した値。
減価償却費	土地を除く建物、備品、車両運搬具等の有形固定資産の価値は、時の経過に伴い減少するため、会計上の1期間において、費用として計上される当該有形資産の減少分の金額。
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために市町村が管理する下水道。広義では特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道も含み、狭義ではこれらは含まない。
広域化・共同化	効率的な事業運営を目的に、複数の汚水処理施設の統合や、運営・管理を一括で行うことを指す。
さ行	
災害支援協定	行政機関と民間事業者又は他行政機関との間で災害が発生した際の物資の支援や人の支援などについてあらかじめ約束を取り交わし、災害時における協力を確保するもの。
施設利用率	施設の一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。一般的には高い数値であることが望ましい。 (算式) 晴天時一日平均処理水量 ÷ 晴天時現在処理能力 × 100
指定管理者制度	地方公共団体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業者やその他の団体に委託することができる制度。施設の管理、運営に民間のノウハウを導入することで、効率化を目指す。
資本費	借り入れた企業債の元利償還金と取扱諸費の合計に相当するもの。企業会計方式を採用している場合、資本費は減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費が相当する。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金等の支出と、その財源となる収入。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。
収益的収支比率	総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100で計算され、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。
使用料	下水道を使用する際の利用料金。本市条例による公共下水道使用料。
使用料単価	使用料の対象水量 1 m ³ 当たりの使用料収入で、使用料の水準を示す。 (算式) 使用料 ÷ 年間総有収水量円/m ³
水洗化率	下水道の処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合。
た行	
他会計繰入金	一般会計繰入金のことを指す。
地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)	既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、上下水道といった複数・多分野のインフラを「群」として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせ合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持するもの。
地方公営企業	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業。企業として合理的、能率的な経営が求められ、租税ではなく提供するサービス等の対価である使用料収入によって運営される。法令により地方公営企業として運営することが義務づけられている上水道、鉄道、電気、ガス等の事業のほか、その他の事業でも条例により任意で地

	方公営企業として運営することもできる。一般会計が現金主義・単式簿記方式を採っているのに対して、地方公営企業は複式簿記方式により経理が行われる。
地方公営企業法	地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例を定めるものであり（法第6条）、法第3条に定める経営の基本原則を達成するために、組織、財務、職員の身分取扱等について規定している。
長期前受金（戻入）	償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金等について「長期前受金」として負債に計上し、耐用年数に応じて毎事業年度「長期前受金戻入」として収益化する。
調整池	開発に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設。
デジタル・トランスフォーメーション	AI、IoT、ビッグデータなどのデジタル技術を用いて、業務フローの改善や新たなビジネスモデルの創出だけでなく、レガシーシステムからの脱却や企業風土の変革を実現させること。
都市型浸水被害	森林や田畑がなくコンクリートに覆われている都市部における災害。
な行	
南海トラフ地震防災対策推進地域	南海トラフ地震の地震防災対策を推進するために設けられた地域であり、基本的な方針や施策、対策計画などが定められている。
は行	
排水路	主として農地及び集落の排水の流送または農地の地下排水を受けるための流路。
バイパス管	豪雨などにより大量の雨が降った場合に、既存の下水道管で流しきれない雨水を流す管
PFI	PFIは、民間のノウハウを活用し、公共施設等の整備、運営等を行う手法であり、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法。
PPP	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。 PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。
不明水	下水道の污水管に、何らかの原因で、流入する雨水や地下水をいう。
包括的民間委託	従来の仕様発注に基づく業務委託と違い、民間業者に対して施設管理に放流水質等の一定の性能の確保を条件として課す性能発注方式。運転管理方法等の詳細や電力、水道及び薬品等の調達や補修の実施等、民間業者の業務範囲を増やすことにより、民間活力を導入し維持管理コストの縮減を図る手段の一つ。
法定耐用年数	法令で定められた減価償却の耐用年数のこと。
ま行	
マンホールトイレ	下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。
や行	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。
有収率	処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示す。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的であるということである。
ら行	
ライフサイクルコスト	施設・設備における新規整備、維持、修繕、改築等を含めた生涯費用の総計をいう。
流域関連公共下水道	流域下水道に接続して下水を流す公共下水道。

流域下水道	二つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が管渠の一部及び処理施設の設置管理するものをいう。
流域下水道維持管理負担金	流域下水道を管理する都道府県が、下水道の設置や改築、修繕、維持などの管理に要する費用を、流域下水道により利益を受ける市町に負担させるもの
流動比率	流動資産と流動負債のバランスを示す指標。短期的に支払いが必要な流動負債と、短期的に現金化できる流動資産のバランスを見ることで、短期的な事業の安全性がわかる。
累積欠損金比率	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと）の状況を表す指標。